

南東欧における下位地域協力の現状（1996年～2004年）

大庭千恵子

Subregional Cooperation in South-Eastern Europe (1996-2004)

Chieko OBA

Subregional cooperation in South-Eastern Europe, emanating from the region itself since 1980s and strongly promoted by such international community as the EU after the Dayton Peace Agreement (1995), contributes to the stability and security of the Euro-Atlantic area. There is a synergy between the subregional process and wider European integration. The purpose of this paper is to examine how internal regional initiatives have evolved and what direction they are most likely to take, and to explore the specific role of external initiatives to the region.

The object of the first section is to give an up-to-date summary of what is known about the subregional cooperation in South-Eastern Europe. The following section 2 explains the history and legacy of region-building efforts in the region. The main subject of section 3 is economic and geopolitical strategic motivations of the countries of the region. The meeting of the foreign ministers of South-Eastern European countries in Sofia (1996) launched the process of comprehensive multilateral cooperation, described as the "South Eastern European Cooperation Process" or the "Sofia Process." The first summit of heads of state was organized in Crete in November 1997. In section 4, I consider the major functions of externally-driven regional approaches, such as Royaumont Process for Stability and Good Neighborliness in South-Eastern Europe based on EU initiative, Southeast European Cooperative Initiative led by United States of America, and the comprehensive framework based on the Stability Pact for South Eastern Europe (1999). And the last section 5 focuses on a recent multilateral cooperation process (Southeast European Co-operation Process) in the period from 1999 to 2004.

- | | |
|-----------------------------------|---|
| I. はじめに—問題の所在 | 2. アメリカによる南東欧地域協力へのアプローチ |
| II. 南東欧における地域協力前史 | 3. 南東欧安定協定 |
| III. 南東欧地域における下位地域協力への「内部」イニシアティヴ | V. 南東欧協力プロセス (Southeast European Co-operation Process, SEECP) |
| IV. 「外部」勢力による南東欧地域協力の再組織化 | VI. おわりに—南東欧における下位地域協力の重層性と意義 |
| 1. EUによる南東欧地域協力へのアプローチ | |

I. はじめに一問題の所在

欧州連合 (European Union) は、チェコ、キプロス¹、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニア (英語表記のアルファベット順) の10カ国との加盟交渉を終了し、2003年4月16日にギリシアのアテネで加盟条約に調印した。キプロス以外の国々では、条約批准の国民投票が行われ、2004年5月1日に、EUは25カ国体制となった。さらに、ブルガリアとルーマニアも、EU加盟のための連合協定 (ヨーロッパ協定) をすでに締結済みであり、2007年の加盟実現を目指して、交渉を続けている。トルコについては、アメリカの後押しがあるものの、加盟交渉そのものは始まっておらず、もし同国が政治的条件を満たせば、2004年12月以降に交渉を開始することになっている。

一見、EUはかつて「東欧」と呼ばれた地域へ確実に拡大しているように見える。また、この動きはNATO拡大と並行しているようである。しかし、そうした流れとは別に、実は拡大EUとNATOの周縁に、新たな「境界地帯 boundary zones」(Bremmer et.al. 1999: 213) が形作られつつあるという指摘もある。旧ユーゴスラヴィアを構成していた各共和国のうち、2004年のEU拡大に入ることができたのは、スロヴェニアだけである。実際に、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、FYROM²、セルビア・モンテネグロ³の各国と、アルバニアの5カ国は、EUの政策の中では「西バルカン Western Balkans」という新たな区分を設けて個別に対応する対象とされた。また、ベラルーシ、モルドヴァ、ウクライナといったロシアの西方に位置する地域、あるいはコーカサス地域や中央アジア地域もまた、拮抗する諸勢力 (影響力を拡大するかつての西側諸国、ロシア、そしてトルコ、イラン、中国などの地域勢力) の間で、いかにしてバランスをとりつつ、内部での紛争に対応していくか、といった課題に直面している。このようないわば取り残された「境界地帯」は、たとえばEUなどの上位地域での大きな統合の流れの中には入りきれず、かといってその影響から免れることもできない。

冷戦終結後に、ヨーロッパ東部に位置する諸国が欧州統合の潮流に入ろうとしたとき、下位地域協力 (subregional cooperation) は、「地域の諸国・諸行為体間の利害関係を調整して欧州統合につなげると同

時に、逆に欧州統合機構の上意下達のクッションとなる役割を期待されて」(百瀬 1996: 12) 機能した。下位地域的枠組みは、EUなどのような上位の地域的枠組みの諸機構と競合するのではなく、むしろ補完的に機能したことにその意義を見出せたとも言えよう。実際に地域協力に参加する側としても、ポーランドのように、東西の「架け橋」といった積極的な位置付けが可能であった (柴理子 1996: 93)。しかしながら、本稿が検討対象とする南東欧地域では、1990年代の下位地域的枠組みは、必ずしも積極的にのみ受け入れられたわけではなかった。ユーゴスラヴィア紛争に何らかの形で関わった諸国では、むしろ紛争当事国と関連付けられることによって「ヨーロッパへの回帰」が遅れるのでは、あるいは代替的枠組みとして下位地域的枠組みを押し付けられるのではという懸念から、下位地域的枠組みはあくまでも緩い関係にとどめ、より直接的にEUとの個別の関係結びたいという思惑も存在した (Bremmer et.al. 1999: 220)。あるいは、セルビアのように、EUを始めとする国際社会から孤立する状況を打開する一手段として、南東欧地域に歴史的に培われてきた下位地域的枠組みを政治的に利用する場合もあった。

そこで、WEU安全保障研究所研究員のクレモン (Sophia Clément) は、南東欧地域において国際機構が設定しようとした地域的な協力体制自体が、以下のような多くのパラドックスの上に成り立っていたと指摘している (Clément 1999: 71)。一方で、南東欧地域での不安定さはヨーロッパ大陸の他地域に潜在的に波及効果を及ぼすとの懸念から、民族的あるいは政治的、経済的要因による現在あるいは将来にわたる緊張に対しては適切な対応を見出さねばならない。しかし他方で実際には、EUもNATOもその拡大過程において、南東欧をとりこむことには必ずしも成功しているとはいえない段階である。EUもNATOも、基本的には拡大は「開かれたopen」過程であり、そのうちの条件のひとつとして地域的協力関係を挙げているが、拡大過程とこのような地域的アプローチがどのように結びつくかを明示したわけではない。このため実際には、南東欧地域は拡大するヨーロッパ統合からの周縁化に直面し、かつ下位地域的枠組みによってより効果的にヨーロッパ統合過程に入ることのできた「中欧」地域のような近隣諸地域と比べても、発展矛盾 (development discrepancy) を鋭く意識せざるをえなかった。だが、このようなジレンマにもかかわらず、「境界地帯」

のひとつである南東欧地域で、政治・経済・軍事面でのなんらかの下位地域協力にむけた動きが成立するならば、それはいかなる意義をもちうるのだろうか。

留意しておかねばならないことは、「境界地帯」においても下位地域的枠組みを設定する試みはなされてきたが、いくつかの試みが重層的に存在し、下位地域として想定されるべき範囲そのものがひとつに限定できないという事実である。本稿が考察対象とする南東欧は、その意味ではまさに揺れる概念である。EUは1996年に設定した地域アプローチに従い、上記5カ国を南東欧の中でも特別に「西バルカン」と区別して対応しているが、EUが設定した枠組み内での具体的活動（たとえば、PHARE関連プロジェクトなど）では、通常、ブルガリア、ルーマニア、スロヴェニアの3カ国もまた南東欧に含まれてきた。さらに、EUの地域アプローチでは、ユーゴスラヴィア紛争の当事国であったか否かによって同じ地域内部でも区分を設けて、個別条件による対応がとられ、セルビア・モンテネグロという国家としての枠組み以外に、同国の国内一地域であるコソヴォ地域が特別の対象となっている。また柴宜弘の指摘によれば、一連のユーゴスラヴィア紛争がバルカン紛争と表現されたために、バルカン諸国自体は、マイナス・イメージの強いバルカンという用語を避けて南東欧という用語を使用する傾向にある（柴宜弘2001：220）。この場合には、ギリシアとトルコが含まれ、逆にスロヴェニアが除かれて、南東欧という地域には9カ国を数えることになる。すなわち、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、クロアチア、FYROM、ギリシア、ルーマニア、セルビア・モンテネグロ、トルコである。

次に、南東欧地域に存在するこれらの諸国は、上位地域との関係あるいは距離感がそれぞれに異なり、EUやNATOとの関係も多様であるという事実にも留意しておく必要がある。アルバニアは、半鎖国的な社会主義体制をとってきたが、1990年以降は国際社会への復帰を基本的な外交方針としてきた。アルバニアは、1991年にECと外交関係を樹立、1994年にNATO平和のためのパートナーシップ（PfP）包括協定と個別協定に調印した。しかし、1999年4月に行われたNATOワシントン首脳会議で採択された「加盟に向けての行動計画Membership Action Plan：以下、MAPと略す」にアルバニアは含まれたが、2002年11月のNATOプラハ首脳会議が決定した次期加盟候補国7カ国⁴には入れなかった。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナは1992年4月に本格的紛争に突入したが、1995年11月の Dayton 和平合意成立以後、国家としての内実を作ろうとしてきた。現在、セルビア人、クロアチア人、ムスリム⁵という3つの主要民族から成る閣僚評議会が政府の役割を果たしているが和平履行に手間取り、外交面ではいまだ本格的活動にはいたっていない。しかし、地域的枠組みへの取り組みを国際社会への復帰のための一ステップととらえており、1997年には「中欧イニシアティブ（CEI）」⁶の議長国を務めた。

ブルガリアは1999年12月のヘルシンキ欧州理事会においてEU加盟交渉開始国となることが決定され、2000年2月からEU加盟交渉を公式に開始し、現在2007年の加盟を目指して交渉継続中である。またNATOとの間では、次期加盟候補国7カ国のうちのひとつとなり、2004年に加盟が実現した。

クロアチアは2000年5月にNATO平和のためのパートナーシップ（PfP）、続いて2002年5月にはNATOのMAPに参加したが、同じく次期加盟候補国7カ国の中には入らなかった。クロアチアは、EUとの間では、2001年10月に「安定・連合協定Stabilization and Association Agreements：以下、SAAと略す」に署名し、2007年のEU加盟を目指して、2003年2月に加盟申請を行った段階である。

ギリシアは1952年にNATOに加盟したが、カラマンリスが政権を掌握した1974年にNATOの軍事機構から脱退、1980年になって復帰した。また、1981年には10番目の加盟国としてECに入り、2003年前半期のEU理事会議長国を務めている。この時期は、2003年2月17日のEU緊急首脳会議をはじめ、イラク情勢をめぐるEU内の決定的亀裂をいかに避けるか、が重要な課題であった。

一方、国名をめぐってギリシアとの間で対立していたFYROMは、「西バルカン」諸国の中では逸早く、2001年4月にEUとの間で、加盟交渉にいたる前の第一段階としてのSAAに正式署名、同協定は2004年3月に発効した。同時に、EUに対し、正式な加盟申請を行った。なお、FYROMはNATO平和のためのパートナーシップ（PfP）およびMAPには参加しているが、アルバニアやクロアチアと同じく次期加盟候補国には入れなかった。

ルーマニアは、2000年2月より正式にEU加盟交渉に入り、ブルガリアと同じく2007年の加盟を目標としている。また、2001年には、欧州安全保障協力機構（OSCE）議長国を務め、南東欧地域協力にも積極的に動いている。NATOへの加盟交渉は、次期

加盟候補国7カ国として継続、その結果2004年に加盟が実現した。

セルビア・モンテネグロは、ミロシェヴィチ体制期には国際社会から締め出されていたが、2000年9月のユーゴスラヴィア大統領選挙によって選出されたコシュトウニツァの下で、経済制裁を解除されて国連やOSCEへの復帰を果たした。しかし、EUおよびNATOとの今後の関係はまだ不透明である。なお、1999年のNATOによる空爆直後から、アメリカはコソヴォ地域に320ヘクタールの軍事基地（ボンド・スティール空軍基地）⁷の建設に着手した。

トルコは、ギリシアと同じく1952年にNATO加盟国となった。ECへの加盟申請は1987年4月に行ったが、国内の人権問題のほか、ギリシアとの間でキプロス問題やエーゲ海領海・資源問題などを抱えており、EU拡大を具体的に規定したニース条約において、当時加盟申請をしていた諸国の中でトルコについてのみ、言及されなかった。ただし、トルコはEUとの間で1995年3月に関税同盟協定を調印し、1996年1月1日から発効している。

このように上位地域との関係において多様な諸国から成り立っている南東欧地域は、逸早くEUやNATOへの加盟を実現させた他の中・東欧諸国とは別の状況にあるといえよう。そのような地域でなお下位地域協力が成立するならば、それはいかなる要因によるものだろうか。南東欧地域における歴史的な地域協力の流れについてもっとも簡潔にまとめているのは、今井淳子の諸論文であろう。前述のクレモンが1990年代以降のヨーロッパにおける安全保障の現状から遡って歴史的展開を評価するのに対して、今井論文はそもそもバルカン社会の歴史的共通性が現在の地域的協調の基底にあるという点から議論を出発させている。

クレモンは、南東欧の地域協力は、政治的に不安定な時期（両大戦間期や1970年代など）のあとに緊張緩和のために設定され、達成目標も非常に現実主義的で、経済協力、運輸、エネルギーそして環境問題といった「ロー・ポリティクス low politics」（Bremmer et al. 1999 : 218）のみを対象とし、安全保障や軍事問題など他のより対立的領域については、長期的にみて肯定的影響が及ぶことを期待していたにすぎないと評価する。さらに、南東欧地域における下位地域協力とは、「漸増反復の過程 an incremental process」（Bremmer et al. 1999 : 219）と理解されねばならなかったし、域内の一カ国ないし数カ国を除外したり敵対目標とした場合には成功せ

ず、またあるいは下位地域内部の勢力均衡を崩して域内分裂を悪化させるような外部の干渉と結びつく場合にも、失敗した。したがって、地域協力を推進するためのもっともよい方法は、「下からbottom-up」と「上からtop-down」のアプローチを組み合わせることだと、クレメントは主張する。ただし、ここでクレメントのいう「下から」とは、ヨーロッパ統合の流れの中で、南東欧地域を孤立させないための、下位地域の定義の明確化であり、域内協力を促進させるために西欧諸国がはっきりとした態度で応えていくことであるために、成功の本質的要因は西欧諸国側の政治責任にあるということになる。

これにたいし、今井論文は、19世紀半ば以降、当該地域において民族国家形成過程で現出した諸民族のナショナリズム間の相克は「バルカン化」という否定的イメージを伴う状況を生み出したが、そもそもバルカン半島には5世紀にわたるオスマン帝国支配などによって培われた、共通性が存在することに注意を促す。バルカン諸国は対立する一方で、諸国間同盟の試みが繰り返し立ち現れ、1920年代のように社会変革を主張する運動の側からの連邦構想が大衆的基盤をもって支持された時代も存在した。両大戦間期の地域協調に向かう試みは当該地域をめぐる国際関係の中で挫折したが、こうしたバルカン社会の共通性は、冷戦期にも体制を超えた個々の二国間関係を成立させ、1988年に実現したバルカン外相会議から現在にいたるまで、地域的な協調や協力の動きは、バルカン諸民族の置かれてきた歴史的条件の中で育まれた、という。

上記二者の中間の立場をとるものとして、ヨーロッパ統合との関連で南東欧の地域協力について概観している柴宜弘の諸論考がある。柴論文の背景には、ユーゴスラヴィア情勢への解決策のひとつとして地域協力の思想を採り入れようと試行した時期があるが、今井論文のような歴史的背景は前提条件としたうえで、クレモンの「上から」と「下から」という視点を導入している。柴論文は、1990年代以降のEUやアメリカ主導の地域協力と1980年代末からのバルカン外相会議などバルカン諸国主導の地域協力（ユーゴスラヴィア紛争により中断した時期を含む）に区分し、成果は乏しかったにせよ「自立的」側面が強かった後者の地域協力が、前者の影響により、大きく変質したと指摘する（柴宜弘 2001 : 239）。

本稿では、これらの先行研究を踏まえつつ、南東欧地域において下位地域協力はそもそもどのような

枠組みで可能なのか、地域における自立的な動きは柴のいうように上位地域やアメリカのような大国との関係において大きく変質したのか、という点に関する考察を試みる。議論の流れとしては、当該地域における地域協力の歴史的背景を押さえ、それを踏まえたうえで、1990年代後半以降の下位地域協力の試みを、地域内部の動きとユーゴスラヴィア紛争以後の当該地域に対する国際社会の対応というそれぞれの側面に着目して詳しく検証する。それによって、南東欧地域が定義されないことによって逆に柔軟性をもって下位地域協力を位置付けて行く過程が浮き彫りになるのではないかと考える。

II. 南東欧における地域協力前史

議論に先だってまず押さえておかねばならないことは、南東欧地域を「バルカン半島」という地政学的なひとつのまとまりとして最初にとらえたのは欧州列強の側であり、時期的には国際政治上の焦点の一つとして「東方問題」なるものが作り出されていく18世紀末から19世紀にかけてのことである、という点であろう。古典古代に関する著述や旅行記と並行して、まさにドイツやフランスなどで「バルカン半島」に関する詳細な地図が作成され、統計なるものがこの地域に関しても作られていくのだが、ただしこれは必ずしも現地の人々の状況や意識に配慮したものであったわけではない（大庭 2002：141-144）。

これにたいし、20世紀初頭の二度にわたるバルカン戦争と第一次世界大戦をひとつの転機として、当該地域では、それぞれの国民国家形成という要請に応じた研究が行われていくのと平行して、「バルカンはバルカンの人々の手で」というスローガンに象徴されるような、バルカン諸民族の文化の相互影響関係と共通性を掘り起こすバルカン学が成立した（萩原 2000：296-297）。バルカン学は、バルカン半島全域をひとつの地域とみ、かつ言語や民族学、社会・経済史などの分野でいわば学際的におこなわれたことを特徴とする。バルカン学の代表的人物の一人であったセルビアの地理学者ツヴィイチによる『バルカン半島』（1918年）という著作は、第一次世界大戦後の国際秩序再編を模索していたヨーロッパに多大な影響を与え、具体的な国境確定の際の資料としても用いられた。また、1920年代には、社会変革を主張する農民政党や社会主義勢力が多くのバルカン諸国で躍進し、地域全体としての安全保障や経済協力を標榜する連邦構想なども出現した。バルカ

ン連邦を形成して中立的な地域となることで列強間の抗争や国家権力による排他主義の影響を押さえようとする運動が社会主義運動側で高まったのもこの頃である。

ただし、こうした勢力はバルカン諸国が君主による権威主義体制を強化する過程で弾圧された。しかし、世界恐慌の余波を受けつつも現実の政策面でバルカン諸国の対立を解消する枠組みを模索する動きは消滅せず、1930年にはいってバルカン会議という形で実現した。アルバニア、ブルガリア、ギリシア、ルーマニア、トルコ、ユーゴスラヴィアの6カ国によるバルカン会議は、国際連盟からのオブザーヴァーを迎え、経済分野での協力を推し進めて最終的には地域としての包括的統合をも目指したが、第一次世界大戦後の国境画定に不満をもつブルガリアが民族的少数派問題での妥協を拒んだために、政治面での協調は実現しなかった。しかしながら、今井は前掲論文において、経済面での協力から政治協調へと足がかりをつかもうとする試みとして、このバルカン会議を現在の地域協力のあり方にひとつのモデルを示しうると評価している（今井 1996：137）。その後1934年には、ブルガリアとアルバニアを除く4カ国が、決定権をもつ公式の組織としてバルカン協商を成立させたが、この協商は国境の相互保障などを主要目的とし、それゆえに国境修正を望む諸国とは対峙せざるを得ず、半島全域を視野にいられた地域という観点は失われることになってしまった。

1930年代後半から第二次世界大戦期、そして東西対立が先鋭化してくる時期にかけては、バルカン学はむしろ弾圧された。南東欧地域は、米ソ冷戦の前線地帯のひとつであり、またコミンフォルムと対立するユーゴスラヴィアは独自の社会主義と非同盟政策を模索した。アルバニアは1960年代の中ソ対立時には中国側にたち、ワルシャワ条約機構から脱退して半鎖国的政策をとるなど、バルカン諸国間の交流そのものが限定的であった。ところが世界的な緊張緩和の動きとあいまって、1970年代にはいって経済や文化領域での二国間関係が個々に積み重ねられ、ギリシアやトルコといった体制を超えた国との間でも善隣友好関係が実現するようになった。ブルガリア、ギリシア、ルーマニア、トルコ、ユーゴスラヴィアの5カ国は、東西の壁を越えた二国間関係網の強化を確認するバルカン会議を1976年に開催した。

こうした二国間関係が、地域的枠組みに広げられたのは、1980年代である。ギリシアのパバンドレウ

によるバルカン非核武装化構想や、ソ連の中距離核兵器配備を懸念するブルガリア、非同盟政策から地域的政治協力を重視し始めていたユーゴスラヴィアの思惑などが絡み合い、1988年に上記5カ国にアルバニアを加えて、バルカン外相会議が開催された(今井1996:147)。このときの外相会議では、経済、科学、技術、環境、文化、スポーツの各分野での協力推進で合意した。その後から始まった東欧諸国の政治変革を踏まえて1990年に開催されたバルカン外相会議では、経済協力を地域全般の発展にとって重視するとともに、はじめて民族的少数派の権利保障問題を正面から取り上げて議論し、この地域での国際協力が経済にとどまらないという方向性がより明らかになった。民族的少数派問題は、歴史的にもバルカン諸国間の対立の要因となってきたことを鑑みると、他の市民と平等な人権や基本的自由を保障するという原則を確認したこと自体、南東欧地域で協力体制を実現するために重要な進展であった。当時、CSCE(現OSCE:欧州安全保障協力機構)は、1988年のウィーン結論文書において、個人が権利と義務を認識しそれらに基づいた行動をとる権利、宗教や信念を自由に表明し実践する権利、とともに民族的少数派(マイノリティ)の権利について言及しており、南東欧地域でもその方向性が導入されたといえる。しかし、1990年代前半には、南東欧地域は、ユーゴスラヴィアの解体と国際社会の介入によってより長期化した民族紛争に直面することになったのである。

次節で紹介するようなバルカン諸国間の会議が再び持たれるようになるには、ユーゴスラヴィア紛争が1995年の Dayton 合意によって一定の方向で沈静していく過程を経なければならなかった。ブルガリアのソフィア大学国際法助教授で安全保障国際問題研究所所長であるパンテフは、南東欧諸国がユーゴスラヴィア紛争から得た教訓こそが、この地域での協力展開における主要な要因であると指摘している(Pantev 1999:97)。その教訓とは、第一に、21世紀の問題に19世紀的発想での対応はもはや不可能であるという認識、第二にユーゴスラヴィアの継承国も、他の国々も、武力紛争は南東欧地域での協力体制にとって障害でしかないという文字通り理解したことであり、これらがまさにユーゴスラヴィア紛争の波及を食止めるために必要な、下位地域協力を目を向けさせることになった、と彼は言う。その一方で、ボスニアやコソヴォでの暴力的紛争、ペルシア湾岸での紛争、カスピ海周辺の石油をめぐる潜在的対立など

のゆえに、アメリカや欧州諸国が、それぞれの世界戦略の中で南東欧地域から黒海地域、そして中東地域への対応を迫られる状況が出来ており、そのような状況の中で下位地域協力の意義が見出されようとしているのである。

Ⅲ. 南東欧地域における下位地域協力への「内部」イニシアティヴ

前述のパンテフは、南東欧地域における下位地域協力を扱うにあたって、クレモンのような「上から」「下から」という視点ではなく、まさに地域「内部」からの動きと、「外部」諸勢力の関係という視点を提示している(Pantev 1999:100-101)。この「内部」という視点からは、EUやアメリカといった域外勢力が主導する南東欧の地域協力よりも、地域内で1996年に再開されたバルカン諸国会議がまず注目される。

1995年の Dayton 合意以後、南東欧地域での下位地域協力という枠組みが浮上したのだが、その際に、イニシアティヴをとったのがルーマニアである。ルーマニアは、1990年代前半には、クロアチアやスロヴェニアと同じく「バルカン」というレッテルを拒否して「中欧」あるいは「ドナウ諸国」と自国を位置付けることでEUやNATOへの加盟を模索していたが、徐々に南東欧地域での自国の役割を明確に打ち出すことに現状の打開策を見出す方向へと転換した。なお、クロアチアとスロヴェニアは、南東欧地域協力に対してはオブザーヴァーの立場を利用し、同時に南東欧諸国との間での二国間関係を強化する方向へむかった。

1996年7月6日から7日にかけてソフィアで開催されたバルカン諸国外相会議は、「南東欧協力プロセス」あるいは「ソフィア・プロセス」と呼ばれる、多国間の下位地域協力の構築に着手した。バルカン半島における善隣関係、安定、安全保障と協力を謳った「ソフィア宣言」に署名したのは、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、ギリシア、ルーマニア、トルコ、ユーゴスラヴィアの7カ国の外相である。外相会議は、まず安定と安全保障の分野で、CSCEヘルシンキ文書の諸原則や Dayton 合意の遂行、バルカン諸国国防相会議の開催などで合意し、つづいて、とくに国境を超えた地域的な経済協力、運輸・テレコミュニケーション・エネルギーの各領域でのインフラストラクチャ整備、貿易と投資の促進、そして環境保護などでの多国間

協力を発展させることで合意した。これらのほかに協力を約束する分野としては、人権保護や社会・文化領域、麻薬撲滅や武器密輸対策、組織的犯罪とテロリズムとの闘いなどが挙げられた。このプロセスにたいしては、アメリカ、ロシア、フランスの三国のほか、国連、欧州審議会、EU、中欧イニシアティブなどが支持を表明した。

「ソフィア・プロセス」での第2回⁸バルカン諸国外相会議は、1997年6月9日から10日にかけてテッサロニキで開かれた。テッサロニキ宣言には、上記7カ国のうちボスニア・ヘルツェゴヴィナがオブザーヴァー参加に立場を変え、かわりにアルバニアの「ねずみ講」暴動を機にギリシアとの関係を改善し始めたFYROMが入って、計7カ国が署名した。政治協力のための定期会合、地域的な信頼・安全保障手段の発展、遅くとも1年以内の国防相会議、貿易相の定期会談の開始、トルコに貿易推進のための地域センターを設置することなどのほか、協力すべき事案はより具体的に取り上げられた。1994年にクレタで合意されていた欧州横断輸送回廊⁹建設問題、ブカレストに開設された中小企業協力のためのバルカンセンターに各国が協力すること、バルカン・テレコミュニケーション・プールの枠組み内でアテネに共同の専門部門を設立すること、などが論じられた。

つづいて、1997年11月3日から4日にかけて、クレタで第1回バルカン首脳会議が開かれた。上記7カ国とオブザーヴァーとしてのボスニア・ヘルツェゴヴィナの各国首脳は、地域における諸国民の繁栄のために環境を整えるべく協力するとの共同声明を発表した。また、そこでは、すでに存在する地域協力イニシアティブ（中欧イニシアティブ、黒海経済協力など）と目的を共有し、支持することも確認された。ただし、下位地域協力のあり方としては議論の余地があり、たとえばギリシアが政策調整機関（*coordinating bodies*）の設置などより機構として整備されたアプローチを主張したのにたいし、ブルガリアは組織としての構造よりも実質的な下位地域協力のプロジェクトをまず立ち上げることを主張した。

1998年6月8日から9日にかけて、イスタンブルにおいて、「ソフィア・プロセス」での第3回バルカン外相会議が開かれた。外相会議は、ヨーロッパ統合とさらにより広い欧州と大西洋地域の密接な協力関係を共通の目標として確認するとともに、現代のヨーロッパ・アイデンティティ確立にとっても南

東欧地域を欠くことはできないはずではないか、との自負を表明した。また、安全保障面では、従来の二国間関係のネットワークを、それを拡大した形で進展してきた三国間関係が補完することで、地域としての共同歩調をとること、経済面ではバルカン・ビジネス・フォーラムを召集して意見交換を行うこと、などが合意された。また、当時すでに緊迫した情勢となっていたコソヴォ問題については、参加国のうち5カ国（ブルガリア、FYROM、ギリシア、ルーマニア、トルコ）が同年3月の段階で共同声明を出して深刻な懸念を表明していた。続いて、この5カ国はイスタンブルにおいても、アルバニアとともに再び声明を出し、コソヴォでの紛争激化を非難し、平和的解決についていくつかの提言を行った。パンテフは、この一連の声明は、下位地域という枠組みでの外交で前例のないことであったと特筆している（Pantev 1999: 104）。また、下位地域協力の組織面では、常設の共同事務局ができるまでは、外相会議を主催する国が当該年の事務的責任を果たすことで合意した。

1998年10月11日から12日にかけてアンカラで開かれた第2回バルカン首脳会議は、ブルガリアの提案に基づき、コソヴォ情勢に関する宣言を、初めてアルバニアとユーゴスラヴィアの双方が参加して採択し、コソヴォのアルバニア人とセルビア人の双方に対して交渉に基づく合意形成を要請するとともに、安保理決議1199¹⁰の遂行を促した。通常、下位地域的枠組みでは、安全保障問題など国家の存在理由に関わる政治的に重要度の高い問題は優先的には扱われず、まずは経済や環境などの次元で実務協力が進められていく。しかし、南東欧地域では、さきに述べたように「ソフィア・プロセス」の当初からこの問題は避けて通れないものと位置付けられているのである。南東欧諸国の国防相会議は、アメリカ、ロシア、イタリアの支持をえて、すでに1996年中に最初に会合をもち、安全保障問題はこの地域での下位地域協力の枠組みに初期の段階から組みこまれるとともに、その際に域内の特定の国を敵対目標とみなさないことを明示して、歴史の教訓を生かそうとした。またそこでは、下位地域内の均衡をやぶり、域内の分裂を再燃させるような、域外からの「干渉 *interference*」に結びつくべきではないと考えられており、常に外部勢力から影響を受けて域内で対立してきた南東欧地域の歴史を鑑みるならば、下位地域協りにこのような視点を導入しなくてはならなかったということ自体にこの地域のあり方の特徴を垣間

見ることができよう。

しかしながら、このサミットには、アルバニア、FYROM、ユーゴスラヴィアの各国首脳が欠席していたのである。ユーゴスラヴィア紛争から Kosovo 空爆、そして FYROM 内民族対立などの一連の情勢は、当該地域内部のみで対処できるものではなく、否応なく国際社会の関与と、それにどのように「協力」するかといった課題をつきつけることになった。そこで、次章では、EU やアメリカといった南東欧地域以外の域外勢力が当該地域における下位地域協力をどのように考え、組織化しようとしたか、というを確認する。

IV. 「外部」勢力による南東欧地域協力の再組織化

ここでいう「外部」とは、前述のパンテフがいうところの地域「内部」に対応する概念として筆者はとらえており、あくまでも本稿の文脈に限定した場合には具体的には EU とアメリカを指す。西欧諸国の政治責任という観点から南東欧地域協力を評価するクレモンは、一連の動きを「上からのイニシアティブ Top-Down Initiatives」(Clément 1999: 76) と標記し、当該地域において下位地域協力の枠組みが成功するためには外部からの地域協力へのアプローチ (externally-driven regional approaches) が重要であったとの理解を示しているために、その具体的政策について確認する必要があると思われる。

1. EU による南東欧地域協力へのアプローチ

EU が南東欧にたいしていわゆる「地域アプローチ」を定義したのは、1996年2月26日、理事会総会でのことである。ただし、ここでいう地域アプローチとは、EU が当該地域の各国と二国間関係を進めていく場合に達成されるべき政治的・経済的条件を定めたものであり、対象国はスロヴェニアをのぞく旧ユーゴスラヴィア構成国のボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、FYROM、ユーゴスラヴィアの4カ国に、アルバニアを加えた5カ国である。共通項もあるとはいえ、この地域アプローチにおいては、重要なのは各国とEUの個別の二国間関係であり、その関係の在り方や関係の強さそのものが対象となる国毎に異なることを特徴とする (Clément 1999: 77)。とくに、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、セルビア・モンテネグロに関しては、1995年11月の Dayton 合意に基づく Paris 和平協定の

遵守が特別条項として設けられており、人権尊重、モノ・ヒト・サービスの自由移動、三民族に共通の民主主義制度の確立などが課せられた。決して低いとは言えないハードルである。

この地域アプローチの採択と同じく1996年2月26日から27日にかけてのEU理事会総会において決定されたのが、「南東欧地域における安定と善隣のためのロワイヨモン・プロセス Royaumont Process for Stability and Good Neighborliness in South East Europe」である。パリでの Dayton 和平協定調印式に際して EU 諸国外相が発表した「ロワイヨモン宣言」を元にしたこのプロセスの主眼は、EU との二国間関係を補完する地域的枠組みでの協力関係を模索すること、そこには非政府主体をも組みこむこと、にあった。モデルとして考えられたのは、中欧イニシアティブや黒海経済協力である。なお、ロワイヨモン・プロセスの対象国は、上記5カ国にブルガリア、ギリシア、ハンガリー、ルーマニア、スロヴェニアを加えた10カ国である。では、なぜあえてこのようなプロセスが南東欧地域に対して当時必要とされたのだろうか。

1995年3月20日、OSCE加盟52カ国(当時)の代表が、パリで「欧州安定化条約 Stability Pact of Europe」に調印した。これはフランスの提唱により、民族的少数派保護と国境紛争の予防を目指したものであったが、もっとも緊急の対象とされるべきユーゴスラヴィアは、当時OSCEの加盟国資格を保留されていた。このため、ロワイヨモン・プロセスは、ユーゴスラヴィアを対象にとりこみつつ、文化、民族、宗教などの多様性に基づく紛争は政治的レベルだけでなく個人の意識の問題でもあるとの基本認識から、「市民社会」の構築と国境を超えた意志伝達チャンネルの確立を目指す、南東欧地域全域を対象とした具体的なプロジェクトの支援という形で想定されたものなのである。プロジェクトの重要な主体はNGOであり、とくにクロアチアとユーゴスラヴィアでは、実際に政府ではなくNGOがこのプロセスにおいて主要な役割を果たした。というのも、プロジェクトの多くは、行政、医療薬品、文化、科学・テクノロジー、環境といった各分野での、各メディアや民族間対話、政治指導者間対話、教育面での協力、女性組織間の協力、都市間協力、労働組合や青年組織間協力、議会間対話などを組織するものであったからである。それぞれの個別プロジェクトに対して、EU (欧州委員会)、ギリシア、ルクセンブルク、オランダ、イギリスなどが資金援助を行

い、1998年1月にEU理事会はロワイヨモン・プロセスの総合コーディネータとしてギリシアのルメリョティス（Panagiotis Roumeliotis）を任命した。

1998年4月1日にはロワイヨモン・フォローアップ会議が開かれ、とくに国境を超えたネットワーク形成にその後の焦点があてられることになった。まず、1998年3月30日から31日にかけてはジャーナリスト組合の代表者たちによる会合が組織されて、ロワイヨモン・プロセスの下での国境を超えた情報の流通と協力体制の確立が「南東欧地域における平和と相互理解と寛容のための宣言とメディア行動計画 Declaration and Media Action Plan for Peace, Understanding and Tolerance in SE Europe」という形で表明された。この地域でのジャーナリストによるこの種の宣言は初めてのことであった。

続いて、1998年7月10日から11日にかけては、ギリシアのテッサロニキにおいて、国際NGO会議が組織され、南東欧地域での国境を超えたNGOネットワークの基盤が確立した¹¹。ロワイヨモン・プロセスの枠組みを利用して、欧州審議会もまた、多元社会におけるNGOの役割をめぐる多国間会議を計画し、この会議は1998年10月にブダペストで実現した。1998年11月にオーストリアのグラーツで開催されたロワイヨモン・フォローアップ会議では、とくに教育問題が焦点となり、相互理解を促進して南東欧地域での紛争を最小限に押さえるためにはどのような教材やカリキュラムが有効か、EU加盟国に南東欧地域に関する新たな理解を求めめるためになができるか、などが論じられた。ただし、ロワイヨモン・プロセスは、1999年6月に同じ目的の「南東欧安定協定」（第3節にて後述）が成立した段階で、これに吸収されることが決定され、2000年5月以降に統合された。

2. アメリカによる南東欧地域協力へのアプローチ

EUとくにフランスは、南東欧地域を対象とした安定協定をOSCEの枠組み内で構想していたが、実はこれと並行して、1996年にはアメリカが主導する地域アプローチが存在した。「南東欧協力イニシアティブ Southeast European Cooperative Initiative（別名 Schifter Initiative、以下SECIと略す）」は、1996年12月5日から6日にジュネーブで行われた関係国会議で発足した、経済や環境分野での共通の地域的問題を議論するためのフォーラムであり、専門家によるアドホック作業部会が具体的提案を行うことになっていた。すでに機能し始めていたEUによ

るロワイヨモン・プロセス、前節で紹介した地域内部での「ソフィア・プロセス」、中欧イニシアティブ、黒海経済協力などには抵触しない形で、むしろ政府間協力の援助とプライヴェート・セクターへの挺入れによる補完関係にたつことを謳っている。同月中には、SECIコーディネータ（High-Level Personality）として、オーストリアのブセク（Erhard Busek）が任命された。

SECIの基盤にあるのは、「EU・アメリカ最終共通了解事項Final Points of Common EU-US Understanding」¹²である。10項目の共通了解とは、経済や環境分野での地域協力を通じて安定を図るが、その際とくにこれらの活動にプライヴェート・セクターが参与すること、とくにEU主導の南東欧安定・善隣プロセスとは重複せずに補完関係に立つこと、イニシアティブは地域構成国自体がとることの重要性、地域構成国すべてを対象とするが、ユーゴスラヴィアに関しては他の国際機関との関係正常化まで保留すること、コーディネータは域内出身者が望ましいが、適切な人物がない場合には域外から選出することが可能であること、コーディネータを補佐する書記その他は域内から選出すること、SECIは他のプロセスと競合しないプロジェクトに専念すること、EU、アメリカ、他の国際機構はケースバイケースでSECIのプロジェクトに専門技術の提供という形で参加すること、SECIは公共財政援助の支給を意味するものではなく、参加国はSECIを通じてEUやアメリカの基金を要求すべきではないこと、SECI実施時期は地域情勢の進展次第であり、とりわけ同年9月14日に予定されていたボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける選挙結果を考慮する必要があること、などである。これらの基本了解事項の中で、留意すべき点は、SECIが経済援助プログラムではなく、プロジェクトの実施においてむしろ自助努力を促していることである¹³。プロジェクトを担う各プライヴェート・セクターは、SECIの枠組みの中で、世界銀行、欧州復興開発銀行、欧州投資銀行から個別に融資を受けねばならない。また、それによって、政治的次元における思惑とは別に、下位地域への投資とプライヴェート・セクター間の連携を強めることを目的としているのである。

SECIにおいて「南東欧」として対象となっているのは、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、クロアチア（オブザーヴァー）、FYROM、ギリシア、ハンガリー、モルドヴァ、ルーマニア、スロヴェニア、トルコの11カ国である。さ

らに、イタリアとオーストリアがオブザーヴァー参加した。ユーゴスラヴィアが参加保留になっていたこと、モルドヴァが新たに加えられたこと、が他のアプローチによる南東欧地域の範囲指定とは異なっている。プロジェクトの財政支援をしているのは、世界銀行のほか、アメリカ、スイス、イタリア、オーストリア、ドイツであり、1997年1年間で30万ドル規模の実績をあげた。さらにはほぼ同額をアメリカが単独で追加供与した。技術支援は、国連ヨーロッパ経済委員会が主に担っており、これにより国境を超えた計画実施の簡素化が実現することになった。SECIは、国連ヨーロッパ経済委員会と密接な協力関係にたつことで、個別プロジェクトに対する専門家などの人材派遣ルートを確保できたからである。

また、SECIではOSCEの各ミッションと密接な関係をもって情報交換を行ったが、これはアメリカ側ではなくEU側の強い要請によるものである。アメリカは当初、SECIをロワイヨモン・プロセスと統合することを主張していたが、プライベート・セクターの資金力に対する不安定要素、EU取り扱い事項へのアメリカ側の関与が強まることへの警戒感、OSCEとのより緊密な協調傾向、などから、EUがアメリカ案を拒否した形となった（Clément 1999：80）。前述の「最終共通了解事項」などで繰り返された既存の下位地域協力アプローチとの補完関係という考え方は、アメリカ側ではなくむしろEU側から提起されたものである。ただし、補完関係にたつためには、実際のプロジェクトの情報交換やすり合わせが必要であり、SECIのコーディネータとロワイヨモン・プロセスの総合コーディネータは、定期的に会合をもち、任務の重複を避ける努力を行うこととなった。

1998年から2000年にかけてSECIの枠組みで行われたプロジェクトとしては、ブルガリアを中心にした南東欧地域における国境を超えたモノの陸上輸送ルート整備や、ルーマニアでモデルケースとして採択された地域エネルギー効率化事業所（local energy efficiency agencies）設立などがある。また、とくに国連ヨーロッパ経済委員会に関わったプロジェクトとして、域内の河川や湖などの保全および上下水道設備などを目的とした、地域格差是正に向けたセミナーの組織化などがある。これは、域内各国が経済立てなおしなどを優先課題としているために、重要性を認めながらも財政的問題からほとんど着手していない部分に、SECIの枠組みでプロジェクトを立

ち上げようとする試みとして、注目に値しよう。そのほかにも、ユーゴスラヴィア紛争後のボスニア・ヘルツェゴヴィナやクロアチアにおける電力供給システムの復旧プロジェクトなどもSECIの枠組みで取り上げられた。

ところで、アメリカによる南東欧地域へのアプローチを見る際に重要なもう一つの枠組みは、NATOであろう。はじめに述べたように、南東欧地域の各国のNATOへの距離感は様々である。しかし、1995年に設置され、1997年にかけて拡大してきたNATOの「平和のためのパートナーシップ（PfP）」については、下位地域レベルでの安全保障協力体制の構築に、一定の意味をもちつつあった。和平構築や紛争予防のために派遣される軍事力の準備のみならず、とくに注目されるのは災害救済活動と環境面での安全保障枠組み構築の分野である。1997年7月のNATOマドリッド・サミットは、南東欧地域での安全保障面での協力体制問題を取り上げ、このためにPfPが機能することになった。PfP枠組みでの軍事演習は、すでに1998年にアルバニアとFYROMで行われていた。くわえて、NATOの支援によって南東欧地域の水環境に関するワークショップが1999年秋に開かれ、冷戦期からユーゴスラヴィア紛争期にかけて各国別に対応してきた水環境問題に対して、域内各国の情報交換・協力ネットワーク構築の試みが行われたのである¹⁴。ボスニアにおけるSFORの役割だけでなく、コソヴォ「危機」においても南東欧地域におけるNATOのプレゼンスは否応無く大きくなったように思われる。しかしながら、下位地域協力の次元で見た場合には、いまだNATO加盟途上にある国々からなる地域では、NATOそのものよりは、その下のPfPがより地域に密着した形でフレキシブルな枠組みとして機能したことは留意しておく必要がある。

3. 南東欧安定協定

1999年6月10日、コソヴォ「和平」合意が成立するとともに、EUの呼びかけにより、ドイツのケルンで、全43条からなる「南東欧安定協定 Stability Pact for South Eastern Europe」¹⁵が採択された。参加メンバーは、EU加盟国各国外相、欧州委員会代表、南東欧諸国（アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、クロアチア、FYROM、モルドヴァ、ルーマニア）外相、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニア、スイス、トルコなど近隣諸国外相、G8からアメリカ、カナダ、

日本¹⁶、ロシア各国外相、そのほかにOSCE代表、欧州審議会代表、国連、UNHCR、NATO、OECD、WEU、IMF、世銀、欧州投資銀行（EIB）、欧州復興開発銀行（EBRD）などの国際組織代表などである。また、ロワイヨモン・プロセス、黒海経済協力（BSEC）、中欧イニシアティブ、SECIなど関連する下位地域協力の枠組みからも代表者が出席した。

南東欧安定協定の原則は、当該地域内に2国間および多国間の善隣友好協定網を作り上げ、これを基に、とくに人権次元（human dimension）においてOSCEの基準を達成することにある（第6条および第7条）。南東欧地域が全体として安定を達成し、それにより、ヨーロッパから大西洋にいたるより広い枠組みの中に組みこまれることを可能にすると考えられているのである（第9条）。続いて、第10条では、以下のような協力分野が列挙されている。永続的安定の前提条件として緊張と危機の予防と終結、成熟した民主的政治過程の実現、ヘルシンキ最終文書の諸原則を厳守することにより善隣友好関係を築くこと、民族的多様性の保持とマイノリティ保護、貿易と民間投資の拡大などによる市場経済の活性化、当該地域内・近隣地域間・他の欧州地域などとの間での経済協力の推進、市民間の自由な接触の推奨、組織的犯罪やテロリズムに対する闘い、貧困による移民と同様、戦争や迫害などによる強制移住の防止、難民や避難民の帰還保障、南東欧諸国が自国の選択にしたがって政治的・経済的・安全保障面での機構に参加できる条件を整えること、などである。

こうした協定の内容からも窺えるように、南東欧安定協定は、政治・経済・安全保障面における、既に本稿で述べてきたようなそれ以前に構想され着手されている各プロジェクトの実施を、それぞれの多様性に応じて、域外各国の資金援助などにより調整・促進するための枠組み（第17条および第33条）であり、新たな地域協力機構を作り出すためのものではない。むしろ、EU、OSCE、欧州評議会、国連、NATO、アメリカ、ロシア、IMF、OECD、WEUなどの各国組織が、南東欧の安定化のために果たすべき役割を第18条から第32条にかけて、規定しているのである。実際の下位地域協力の枠組みとしては、第38条が想定したように、既述の「ソフィア・プロセス」が2000年に「南東欧協力プロセス Southeast European Co-operation Process、略称SEECF」として再機能し始めることになるが、これについては次章で紹介する。換言するならば、南東欧安定協定は、

前章で述べたバルカン地域「内部」のイニシアティブによる地域協力の枠組みがユーゴスラヴィア紛争の激化に伴い中断していたところをSEECFとして再活性化（revitalize）させ¹⁷、下位地域協力の主導権を再び地域内諸国へシフトさせていくためのものである。なお、南東欧安定協定は、1999年7月30日にサラエヴォで開催されたサミットで再確認された。全体として見た場合、これまで2000年3月にブリュッセルにて、また2001年10月にブカレストで地域会議（Regional conference、南東欧支援国会議）が開かれ、南東欧の国境を超える244のプロジェクト（インフラストラクチャ整備、難民対策）にたいして総額54億ユーロの資金援助を確定した。

南東欧安定協定に基づく具体的な活動は、1999年7月にEUにより任命されたホンバツハ特別コーディネータを中心に、南東欧安定協定第14条で設定されたかつ付帯条項（Annex: Organization of the South Eastern Europe Regional Table and the Working Tables of the Stability Pact for South Eastern Europe）で規定されたように、民主化と人権、経済復興、安全保障の三分野でのワーキングテーブルにより検討された。特別コーディネータは、2002年1月からは、それまでSECIのコーディネータをしていたオーストリアのプセクが就任した。なお、このワーキングテーブルでの活動に参加することを通じて、2000年10月26日にはユーゴスラヴィアも同協定への参加を認められた。

さて、第一の民主化と人権の分野では、難民帰還問題に関して、2001年6月27日には、クロアチアとボスニア・ヘルツェゴヴィナの120万人の難民・国内避難民の帰還と数年以内での住居、財産、国籍、経済復興支援で合意し、1995年のデイトン合意以後最大の難民帰還が実現した。続いて、2000年6月にはテッサロニキで報道の自由に関する憲章が採択され、南東欧7カ国の同分野でのスタンダードを提示した。また、女性の政治・社会参加に関して、とくにボスニア・ヘルツェゴヴィナ、セルビア、ブルガリアで進展が見られた。経済復興分野では、2001年6月27日にブリュッセルにて貿易の自由化と促進に関するメモランダムが南東欧諸国間で署名された。地域内で自由貿易協定のネットワークをつくり、WTOおよびEUのルールに従う形で、最終的には5,500万人の市場が目指されている。安全保障分野に関しては、18カ国の参加により、2000年10月20日にはザグレブに「地域的軍備管理査察および履行支援センター Regional Arms Control Verification and

Implementation Assistance Center, 略称RACVIAC]が開設された。とくにブルガリアとルーマニアは、NATOと世銀の支援を得て、5,000人規模の将校の民事部門対応再訓練事業を行っている。

このような南東欧安定協定の第一の特徴は、SECIがPHAREプログラムの財政援助を受けなかったために、結局個々のプロジェクト実施にあたって財源に関しては自助努力を求められたのにたいし、個別プロジェクト自体への財政支援を前面に打ち出したことであろう。SECIは、結局、政府間プロジェクトのコーディネートよりは、NGOを通じた小規模かつ短期的プロジェクトを主体としなくてはならなかった。これにたいし、南東欧安定協定は、財政面での裏づけをすることで、国境を超えたプロジェクトをより広い範囲で具体的に推進したのである。

また二つ目の特徴として、南東欧安定協定は、EUによるロワイヨモン・プロセスを統合することにより、その対象を経済分野やインフラストラクチャ整備のみならず、「市民社会」形成につながる分野に伸ばすことができたことがあげられる。そもそも、旧ユーゴスラヴィアを構成していた諸国は、1990年代後半にかけて、下位地域協力の推進が「ユーゴスラヴィア」再建につながるのではないかと、その危惧を拭き切れていなかった。FYROMは、下位地域協力への積極的参加はEU加盟の代替とみなされ、EU加盟が遅れるのではないかと、危惧した(Clément 1999: 86)。また、ボスニア・ヘルツェゴヴィナは当初、下位地域協力は、デイトン合意の実施に支障とならない範囲でのみ、参加すべきものだと判断を示していた。南東欧諸国、とくに旧ユーゴスラヴィア構成諸国にとっては、下位地域協力がより広い欧州統合の中で明確に位置付けられてこそ、意味があったのである。EUのロワイヨモン・プロセスとOSCEの欧州安定化条約が連携し、その対象を南東欧地域に広げるものとして理解されてはじめて、南東欧安定協定は、関係国に受け入れられることになったといえよう。そこで、次章では、南東欧安定協定の後援により、具体化してきた南東欧協力プロセスについて、確認しておきたい。

ただしその前に検討課題として、1点だけ指摘しておかねばならない。それは、南東欧安定協定の構想がどのようにして生まれたものか、ということである。同協定のホームページでは、構想自体は1998年末の時点で生れており、したがってコソヴォ「戦争」より前であったということを強調している¹⁸。たしかに、本稿で確認したように、南東欧安定協定

は人権分野において難民帰還問題で2001年度に進展を見せたが、その主たる対象はボスニア・ヘルツェゴヴィナおよびクロアチアであり、コソヴォではなかった。1995年デイトン合意は、コソヴォを明らかに対象外としたからである。その意味では、南東欧安定協定を、コソヴォ「空爆」をめぐる駆け引きと関連させることはできない。同協定ホームページでは、続いて、「NATOによる介入は、同地域における協調および予防行動 (coordinated and preventive action) に関する国際社会の政治的意志を強化する触媒 (catalyst) として機能したのであり、南東欧安定協定は、こうした世界規模の国際的危機管理の経験と教訓に基づいている」という一文を挿入している。では、この場合のNATOによる「介入」とは、具体的にどの事例を念頭におくべきなのだろうか。

当時コソヴォでは、1997年秋頃からコソヴォ解放軍 (KLA, アルバニア語略称UCK) が活動を公にし、1998年2月からセルビア警察との本格的衝突が始まっていた。国連がコソヴォ問題で動き始めるのが1998年9月、翌10月にはNATOはすでに「空爆」という選択肢を前面にだしていた。しかし、このときにはOSCEによるコソヴォ停戦監視団の派遣でミロシェヴィッチが合意したために、「空爆」は一端回避された。1999年3月のNATOによる「空爆」は、ランブイエでの和平交渉決裂を経た、二度目の決定なのである。これを踏まえた柴論文は、以下のようにまとめている。「1999年3月、NATOによるユーゴ空爆の可能性が強まると、ブルガリア、ギリシア、マケドニア、ルーマニア、トルコの外相がブカレストで臨時外相会議を開き、NATOへの協力を申し合わせた。この結果、SEECFは99年4月のNATO首脳会議と6月の南東欧安定協定会議への出席を求められた。地域イニシアティブとして、国際的に認知されたといえる。従来のバルカン外相会議やサミットとは明らかに国際的な評価が変化した。SEECFはヨーロッパ統合過程に深くコミットする姿勢が評価されたわけだが、その反面、地域協力としての自立性を薄めて行くことにもなる。」(柴宜弘 2001: 239-240)

南東欧安定協定の第26条および第27条が規定するNATOの役割についての規定を想起してみよう。第26条には、「われわれは、南東欧諸国が、同協定の目的にしたがって、地域的な安全保障協力および紛争予防・管理体制に参加することを呼びかける」との一文が挿入されている。南東欧地域での下位地域協力は、他の下位地域協力の枠組みとは異なり、当

初から安全保障分野に踏み込んだ議論をしていたにもかかわらず、あえてこうした呼びかけが南東欧安定協定の条文で行われる意味はどこにあるのだろうか。つまり、南東欧安定協定が想定しているのは、単なる下位地域レベルの安全保障協力ではなく、それが全体として、欧州から大西洋へいたる機構（具体的には、欧州大西洋パートナーシップ理事会、EAPC）と結び付けられるということなのではないだろうか。ただし、そのような構想は、コソヴォ「空爆」が1999年4月に出されたNATOの「改訂戦略概念」の基本的方針には根本的な変更をもたらさなかったように¹⁹、「空爆」以前から存在したとみるべきであろう。問題は、そうした傾向の中であって、南東欧の下位地域協力はEUやNATOなどのより大きな地域機構からの大きな影響を受けざるを得ないとしても、自立性を失って行くのかどうか、ということである。

V. 南東欧協力プロセス

南東欧地域における下位地域協力の枠組みは、第3章で述べたとおり、1996年のソフィアでの外相会議から協力の枠組みができ、1997年6月にテッサロニキで外相会議、1998年6月にイスタンブルで外相会議を行っていた。加えて首脳レベルでも、1997年11月にクレタ・サミット、1998年10月にアンタリア・サミットをもち、経済面および安全保障面での共同歩調の試みが明示された。しかし、その後ルーマニアが外相会議およびサミットを準備していた時期に、1999年3月から6月にかけてのコソヴォ「空爆」が行われ、調整は一時中断を余儀なくされた。南東欧安定協定の締結などを踏まえて、再び同地域での協力プロセスが動き出すのは、1999年後半のことであった。

南東欧安定協定において「指導的役割 the leading role」（第18条）をはたすと規定されたEUは、すでに1997年4月の理事会において、南東欧諸国がEU加盟をはたす場合の諸条件を定めていた。続いて1999年5月には、南東欧諸国（とくにそれまでEUとの間で具体的な協定を結ぶまでに至っていなかった、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、FYROM、ユーゴスラヴィア）に一律に加盟条件を課すのではなく、各国の改革進展状況に合わせた暫定措置として「安定・連合協定 SAA」が、南東欧安定協定の具体化と並行して設定された。その結果、EUは、2001年4月にFYROMとの間で、

続いて2001年10月クロアチアとの間で、「安定・連合協定 SAA」を締結した。2002年末からは、アルバニアとの間でも同協定締結交渉が開始した。すでにEUとの間で「連合協定（別名：ヨーロッパ協定）」を締結していたブルガリアとルーマニアについては、1999年12月のEUヘルシンキ・サミットにおいて、EU正式加盟交渉の開始が承認された。すなわち、南東欧安定協定は、このような南東欧諸国が個別に行う「安定・連合協定 SAA」締結プロセス（SAP）を補完し、促進するとともに、南東欧諸国間の掛け橋として機能することを同時に期待されたのである²⁰。

こうした状況の中で、2000年2月、ブカレストにおいて、SEECの第3回サミットが開催された。アルバニア、ブルガリア、ギリシア、FYROM、ルーマニア（大統領と首相の2人が出席）、トルコの各首脳計8名と、オブザーヴァーとして各国外相およびボスニア・ヘルツェゴヴィナとクロアチアの首脳が出席した。なお、ホンバツハ南東欧安定協定特別コーディネータは、議長国ルーマニアの特別ゲストとして出席した。会議後に発表された最終文書である「ブカレスト宣言」²¹は、この第3回サミットが同地域での包括的対話を成す新たな機会であると言明し、同地域の安定は当事者のみならずヨーロッパ全体ひいては欧州大西洋共同体の安定と民主化に深く関連しているとの展望を打ち出している。そして同時に、地域内諸国間関係に関する行動規範（Code of Conduct）と、相互利益に関わるあらゆる分野での今後の協力に関する行動計画（Action program）の二つから構成された、「南東欧における善隣関係、安定、安全保障および協力に関する憲章 a Charter on Good Neighborly Relations, Stability, Security and Cooperation in South-Eastern Europe」が調印された。この憲章は、南東欧地域で出された最初の、この種の政治文書であり、かつ南東欧安定協定の具体的実施に向けての政治的合意でもあった。

ここで留意しておきたいことは、同地域での地域協力の状況を俯瞰する際、地域内部から出てきたイニシアティヴ（a major initiative coming from within the region）と、1999年度において見られた、NATOワシントン・サミットおよび南東欧安定協定、そしてOSCEイスタンブル・サミットなどで一貫して示された国際社会の同地域への関心の高さなどが、併記されている点である。同地域内での下位地域協力は、他の地域機構との関係の中に位置付けられることによって、個別の各国状況の違いを超えて方向性を出

すことが出来たことがうかがえるからである。たとえば、コソヴォ情勢が、同地域内での国家と国家の関係および民族間関係に影響を与え、結果的に南東欧地域全体の動向を左右することが、鋭く意識されている。コソヴォおよびボスニア・ヘルツェゴヴィナの安定は、単にユーゴスラヴィアとUNMIK（国連コソヴォ暫定行政ミッション）、KFOR（国際安全保障部隊）、OSCE使節団の問題としてではなく、国連安保理決議1244の支持を始めとして、地域全体としての対応を求めていることにも、言及されているのである。安全保障面に関しては、NATOの欧州大西洋パートナーシップ理事会などとの協力関係の重要性とともに、南東欧国防相会議の役割と、輪番制でブルガリアのプロヴディフに設置された多国籍平和部隊南東欧司令部²²の活動について述べられている。

また、経済面では南東欧安定協定の枠組みでFYROMの首都スコピエにおいて開催された経済復興開発協力ワーキングテーブルの会合と、ギリシアとEUの欧州委員会が協力して設定した財政援助が具体的に挙げられている。経済復興に関する欧州事務所の本部がギリシアのテッサロニキに、支部がコソヴォのプリシュティナに開設された。ルーマニアとブルガリアは、南東欧安定協定の枠組みによる最初の大規模プロジェクトとして、ドナウ河第二橋架建設で合意した。また、南東欧安定協定によるインフラストラクチャ整備プロジェクトとして、モンテネグロとコソヴォの復興が重視される可能性についてもすでに指摘されており、実際、ユーゴスラヴィアは、このプロジェクトのワーキングテーブルへの参加を通じて、2000年10月には南東欧安定協定に加盟するとともに、SEECFにも加わるようになった。

ただし、外交の表舞台に出てきた安全保障や経済面での地域協力だけでなく、1999年から2000年にかけては、コソヴォ紛争の別の面での影響が、南東欧地域での下位地域協力の早急な必要性を生み出していたことを忘れてはならない。とくに、NATOがセルビアのパンчевォとノヴィサドの石油化学工場を空爆した結果、ドナウ川が有毒物質によって汚染されたのではないかということは早くから指摘されていたが、1999年5月にはUNEP（国連環境計画）とUNCHS（国連人間住居センター）が共同で、戦争による環境汚染を調査するためのバルカン・タスク・フォースを立ち上げた。専門家チームによる水と土壌の汚染調査と居住環境調査が数度にわたって行われ、空爆以前から存在している汚染と空爆に

よって悪化した汚染とが実際に複合的な影響を与えており、ドナウ川汚染に対しては早急な対応が望まれた²³。環境汚染の観点から最も影響を受けたのはセルビア・モンテネグロであったが、ドナウ川沿いのブルガリア、ハンガリー、ルーマニアにとっても、コソヴォ紛争によって表面化した環境汚染は、対岸の火事ではありえなかったのである。

また、2000年には、クロアチアおよびユーゴスラヴィアの双方で大統領が交代し、南東欧地域協力に対する両国の姿勢も転換した。クロアチアでは、2000年初頭に、トゥジマン前大統領とクロアチア民主同盟（HDZ）の下での権威主義的な体制から、社会民主党（SDP）を中心とする五党連立政権が成立した。トゥジマン大統領は、独立後、「西」への加盟を第一目標としており、セルビアとの関係改善を含む南東欧地域協力への参加そのものを、法的に禁止する措置をとろうとしていた。1999年12月にトゥジマン大統領が死去し、その後成立した新たな連立政権は、旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判への協力と、地域協力への接近という方向転換を図ることになった。ユーゴスラヴィアでは、2000年9月の大統領選挙でミロシェヴィッチを破ったコシュトニツァ大統領の下で、民主化の過程が始まり、同時に、国際組織への復帰が実現することになったのである。

この間、2000/01年度のSEECFの議長国はFYROMであり、同年度中にオフリドで外相会議、ニューヨークでの国連ミレニウム・サミット期間中の外相会議、2000年10月25日のスコピエでの非公式サミットなどが持たれた。非公式サミットには、ソラナEU共通外交安全保障政策代表とホンバツハ南東欧安定協定特別コーディネータが議長国招待で出席した。共同声明は、コシュトニツァ体制の成立と経済制裁解除、そしてユーゴスラヴィアの南東欧安定協定への加盟を歓迎した²⁴。トルコ首相の演説に見られるように²⁵、ユーゴスラヴィアが近隣諸国といかに関係正常化するかは地域全体の安定にとって決定的かつ重要であるし、ユーゴスラヴィアの経済発展は近隣諸国の犠牲をとってはならないからである。留意すべきことは、トルコ首相は、このとき、アルバニアとユーゴスラヴィアとの間での調停を意識していたということであろう。実際、アルバニア首相が参加し、ユーゴスラヴィアのコシュトニツァ大統領と握手するかどうかについては、事前にかんがりの議論があった²⁶。旧ユーゴスラヴィア刑事裁判所へのミロシェヴィッチ引渡し、セルビア内アルバニア人政治犯の釈放、コソヴォでの行方不明者デー

タの引渡しなど、アルバニア側からの要求は、選挙前という事情もあり、かなりはっきりしたものであった。一方、ユーゴスラヴィアはNATO「空爆」開始直後にアルバニアとの国交を断絶していた。そうした状況下で、両国首脳が同じテーブルについてということだけでも、その後の南東欧地域協力の進展に意味があったのである。さらに言うならば、ユーゴスラヴィアの正式参加は、SEECPが実質上、下位地域協力として機能していく上で、重要な画期点となった。

これを踏まえて、2001年2月に第四回SEECPサミットがスコピエで開催され、前述の7カ国の首脳8名ほか、ボスニア・ヘルツェゴヴィナとユーゴスラヴィアの首脳が正式に参加した。クロアチアは、まだオブザーヴァー参加であった。その他のオブザーヴァーとしては、各国外相、外務次官、OSCE代表のほか、ソラナEU共通外交安全保障政策代表、パッテン欧州委員会外交担当、ホンバッハ南東欧安定協定特別コーディネータの3名が議長国特別招待で出席した。

スコピエ・サミットは、SEECPを域内各国と人々が互いにより親密になるための枠組み、それを通じて域内の安定と欧州統合への途を拓くものとして改めて位置付けた。その意味でも、ボスニア・ヘルツェゴヴィナとユーゴスラヴィアの正式加盟は、重要な画期点といえよう。「内戦」の10年を経て、再び、南東欧地域全体としての経済的・社会的安定を論じ得る枠組みがようやく実現したからである。その具体的成果として、スコピエ・サミットは、「地域的経済協力のための行動計画 Action Plan for Regional Economic Cooperation」²⁷を採択した。同行動計画によれば、SEECPという枠組みは、域内各国のEU加盟にむけての個別の努力を補完するものであれ、それにとって代わるものではない。つまり、SEECPという下位地域協力は、EUの代替となるような地域協力の枠組みとしては想定されておらず、あくまでもEUのような上位の地域的機構への各国個別のアクセスを補強する、ある意味ではセーフティネットのような位置付けなのである。そのために、南東欧安定協定やSECI、黒海経済協力、CEIのようなそれぞれの下位地域協力の枠組みと同時に重層的に存在しうるし、かつそれらと競合するのではなく、むしろ逆にどのような相乗効果を期待していくか、ということが前面に出されることになる。そこから、この行動計画は、短期的あるいは中期的なタイムスパンで実施可能な、具体的なプロジェクト

や計画に焦点をあてる一方で、域内の貿易自由化を掲げることになった。その背景には、EUによるSAP諸国への一方的特惠措置（unilateral preferential measures）導入の決定があった。これを踏まえて、SEECP域内でも、国境を超えたヒト、モノ、サービスの移動を促進するための措置が講じられた。貿易と輸送にかかる費用の削減、国別に多様な国境管理の調和化、密輸防止、各国個別のEU加盟プロセスに調和する形での自由貿易協定の締結、WTO条項に基づくルール設定、銀行分野でのより密接な協力、SEECP諸国のWTO加盟プロセスの支援、などである。南東欧における下位地域協力は、旧ユーゴスラヴィア情勢の影響により、安全保障分野を切り離せなかったが、ここにきて、ようやく経済協力の側面が具体化し始めたといえよう。外国資本の直接投資に関しては、南東欧安定協定の第2ワーキングテーブルで議論された枠組み内で、イスタンブルに置かれたOECD民営化促進センター（Private Sector Development Center）の活動を支援する形で促進することになった。同時に、運輸、エネルギー、テレコミュニケーション、上下水道などのインフラストラクチャ整備にも着手することとなった。

さらに、10年間の武力紛争の結果、国境を超えたプロジェクトが早急に必要とされる環境分野での協力も、独立の項目をたてて、言及された。環境大臣レベルの会合の定期化のほか、ギリシアの提案による、環境問題監視のためのEU、SEECP、UNからなる共同ワーキンググループの設立などが注目される。最後に、行動計画は、欧州審議会と南東欧安定協定の協力により、南東地域にユーロリージョンを形成することへの期待について述べている。国境によって区切られた彼我双方に意味のある地域という考え方を、ここで改めて述べるのが、南東欧地域の各国にとっていかに踏み出し難くそれゆえに大きな一歩だったかは、アルバニア、ギリシア、FYROMの国境をまたいで存在するプレスパ湖の周辺をプレスパ公園として管理することがここで初めてできるようになった、ということに象徴されているのである。

2002年3月、アルバニアのティラナにて、第5回SEECPサミットが開催された。トルコを除く²⁸7カ国の首脳が参加、クロアチアのメシッチ大統領はオブザーヴァー参加した。オブザーヴァー参加したのは、各国外相のほか、ブセク南東欧安定協定特別コーディネータと、スタイナー・コソヴォ担当国連事務総長特別代理であった。

3月28日に発表されたサミット宣言²⁹では、スコピエ・サミットで採択された行動計画の実施のほか、とくに西バルカン地域に課題となっている難民と避難民の帰還、文化的・宗教的遺産の保護、エネルギー問題、組織犯罪と非合法取引などへの対策を打ち出した。とくに難民と避難民の帰還に関しては、ブセク南東欧安定協定特別コーディネータによれば³⁰、2002年中に、少なくとも10万人の帰還を実現させるという数値目標が提示され、小型軽量武器（Small Arms and Light Weapons）の統制についての具体的構想も述べられた。また、2002年5月にティラナで予定された各国議会議長会談がSEECFの枠組み内で定例化されることなどについても示唆を与えた。

コソヴォについては、国連安保理決議1244を遂行する一環としての、2001年に実施された選挙とコソヴォ評議会の発足を支持した。UNMIKやKFOR、OSCEその他国際社会の援助とともに、とくに多民族社会におけるエスニック集団の自治について、言及したことは、このサミットの特徴であろう。その背景として、コソヴォ情勢の行き詰まりとともに2001年春以降アルバニア人武装勢力による武力行使が、隣国のFYROMに飛び火していたことを挙げねばならない。FYROMでは、2001年8月に、アルバニア系住民の地位改善に関する枠組み合意を調印し、民族対立ではなく「民族融和」にむけて、ひとつのモデルケースを提示していたのである（大庭2002：161-162）。

南東欧地域の安全保障という観点からは、改めて、SEECF諸国がNATO加盟について言及し、2002年11月に予定されていたNATOプラハ・サミットにおいてNATOの南東欧地域への拡大が決定されることへの強い期待を表明した。しかし、実際にはプラハ・サミットにおいて、アルバニア、クロアチア、FYROMは加盟候補国の中に入れず、ルーマニアとブルガリアは加盟候補国に入り、両国は2004年に加盟を実現させた。

EU加盟に関しては、SEECFがEUの地域政策の一環として実質上の意味合いをもつ枠組みであることを強調、すでにEUとの安定連合過程（SAP）に入っている諸国の活動が、将来、他の南東欧地域に与える影響をもたらすことを期待した。なお、SEECFという枠組みが、EUへの途にとって「足手まとい」ではなく、本当にそれぞれの国の政策を補完するものになりうる、この点こそが、オブザーヴァー参加を続けてきたクロアチアがSEECF加盟を考慮する際の

最も重要な点であった。

2003年4月、セルビア・モンテネグロの首都ベオグラドで、SEECF第6回サミットが開催された。4月9日に発表された24か条から成る「ベオグラド宣言」³¹は、その直前におきたセルビア首相暗殺事件とイラク情勢における国連の役割の重要性に言及した後、改めて、主権尊重、領土的統合、国境不可侵、紛争の平和的解決を原則として容認し、南東欧地域の全般的協力と発展について俯瞰し、同地域が「寛容の地域としてas a region of tolerance」認識されうる時期が到来したのだと述べた。SEECFは、そうした考え方を広め得るし、またそうしなければならない枠組みなのだ、と。ここでは、SEECFの全加盟国が適切な時期にEU加盟を実現することが「われわれの目的である」とはっきりと述べられている。とくに、2003年度前半期は、ギリシアがEU議長国であり、安定連合協定過程の強化が期待された。

ベオグラド・サミットがとくに評価したのは、以下の6分野における閣僚レベルでの会合の成果である。すなわち、地域としてのテロリズムおよび組織犯罪対策（2002年5月には、ベオグラドにUNDPが運営する情報センターが開設された）、南東欧安定協定参加7ヶ国間での二国間の自由貿易協定ネットワークの促進（これが将来的には南東欧地域全体で5,500万人規模の自由貿易地域の形成にいたると想定されている）、地域的電力市場の確立（将来的には、天然ガスや石油に拡大する予定）、テレコミュニケーション分野での統合の進展、運輸インフラ統合の進展、国境管理の合理化とヴィザ管理の自由化および調和化、などである。このうち、自由貿易協定網は、南東欧安定協定の枠組みで、2001年6月に南東欧地域の7カ国（アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、クロアチア、FYROM、ルーマニア、ユーゴスラヴィア）とモルドヴァの間で調印された貿易自由化に関する了解事項メモランダムに基づいたものである。地域全域では21の二国間自由貿易協定が予定され、そのうち、2002年10月までに11の自由貿易協定が調印、8協定が交渉継続中、2協定が交渉開始予定であった³²。インフラストラクチャ整備に関しては、南東欧安定協定の地域会議（Regional Conference）が設定した46プロジェクトのうち、2002年前半期までに23プロジェクトが着工、2002年度中にはさらに5プロジェクトの開始が予定されていた。

これらの分野で、EUの基準に応じた対応を取って行くことは、それぞれの国がEU加盟を実現する

上でも必須条件でもあったし、それに加えて、ボスニア・ヘルツェゴヴィナやクロアチアにおける難民や避難民の帰還を2003年度までにはほぼ終了させること、宗教的・文化的遺産の保護、歴史教科書の修正、ユーロリージョンの促進、紛争予防と早期警報などが言及されている。難民帰還事業に関しては、2002年7月までに125,000人の帰還が実現し、住宅支援事業には2002年度で2億5000万ユーロが拠出された。いずれの分野でも、その具体化のためには、とくに各国の議会レベルでのより頻繁かつ緊密な接触が奨励された。

そして、この時期、SEECFは、南東欧安定協定の枠組み内で再び活動を活性化させただけでなく、ブリュッセルの非公式諮問委員会（Informal Consultative Committee）に代表を送ることになった。同委員会は、EU委員会、EU理事会、EU議長国、南東欧安定協定特別コーディネータから成り、そこにSEECFから定期的に代表を送るということは、下位地域協力としてのSEECFが南東欧地域の「声」を届け、EUとの間での継続的な相談と調整メカニズムを保障されるということを意味した。なお、この時期、SEECF以外にも、いくつかの下位地域的枠組みが開始されたことも留意しておくべきであろう。クロアチアのザグレブに開設された、18カ国の参加による地域的軍備管理査察および履行支援センター（RACVIAC）、同じくクロアチアで2002年6月に実施された13カ国の参加による森林火災対策演習、サヴァ川流域イニシアティブ（流域のボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、スロヴェニア、ユーゴスラヴィアが参加）、ドナウ川協力プロセス、地域的帰還イニシアティブ（ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、ユーゴスラヴィアが参加）、などである。すなわち、2002年から2003年にかけて、複数の下位地域的枠組みが重層的に動き、さらに南東欧地域全体をカバーするSEECFがEUとの間で直接に「声」をもつことで、従来の「上から」「下から」という考え方を超える契機が現れたといえよう。それは、単に「国際社会」の名のもとに「外部勢力」の影響を強くうけて南東欧地域の自立性が失われて行くといったものよりは、否応無くヨーロッパ統合の流れの中で影響を受けざるをえない同地域が、下位地域的協力を、「相乗効果」を生むための枠組みのひとつとして柔軟に捉えはじめたことを意味する。SEECF第6回サミットにオブザーヴァー参加したクロアチアのメシッチ大統領は、このとき、次回からはSEECFに正式参加する意向を表明したのであ

る。

SEECF第6回サミットから2ヶ月後、2003年6月19日から21日にかけて、ギリシアのテッサロニキにて、EUと「西バルカン」5カ国の首脳会議が行われた。テッサロニキ・サミットの目的は、2000年にザグレブで行われたEUと「西バルカン」諸国の首脳会議から3年たち、各国での安定と民主化、経済復興がどの程度実行されたかを評価し、各国の欧州統合への接近を促進するということである。ここで採択された「西バルカン諸国に関するテッサロニキ・アジェンダ：欧州統合へ向けてThe Thessaloniki agenda for the Western Balkans: Moving towards European Integration」³³では、まずSAP諸国（アルバニア、クロアチア、FYROM）との間では、共通外交安全保障政策分野での政治フォーラムの開始（具体的には外相、法相レベルでの定期協議など）、加盟国議会レベルとの関係確立、「欧州パートナーシップ」の設定により加盟実現に向けての努力目標の明確化、「提携twinning」の制度化（これにより、SAP諸国の国内法がアキ・コミュニテールとどの程度適合性があるかを判断することも含め、技術援助情報交換局Technical Assistance Information Exchange Officeからの技術援助を受ける資格を認められた）、教育制度改革支援などが謳われた。まだSAP過程に入っていないボスニア・ヘルツェゴヴィナとセルビア・モンテネグロとの間では、最終的なSAA調印に向けてのEUとの二国間協議を開始することが述べられた。さらに、「西バルカン」地域内での地域協力に関しては、安定協定の枠組み内での、自由貿易協定網の批准、域内ヴィザ無し移動の促進、小火器徴収、電気とガスの域内市場、水資源管理、SAP諸国との国境を越えた協力などについて言及した。そして最後に、SEECFに関しては、徐々に中欧イニシアティブのような他の地域協力のように、地域の「声」となりつつあると評価している。

SEECF第7回サミットは、2004年4月21日にサラエヴォで開催された。8カ国の首脳が出席、クロアチアはSEECFの正式加盟国となることを閣議決定したが、今回大統領は出席せず、首相がオブザーヴァー参加した。クロアチアのSEECFへの正式加盟は、欧州委員会の意見に沿うものである。また、各国外相のほか、特別ゲストとして、欧州審議会書記長、欧州委員会委員長代理、ブセク南東欧安定協定特別コーディネータ、OSCEボスニア・ヘルツェゴヴィナ派遣ミッション代表、SFOR司令部政治顧問が出席した。2月に飛行機事故で死亡したFYROM大統領

領を追悼した後、国際テロリズムや直前のEU拡大という現状を踏まえ、サミットは、同地域内で最初のSAAがFYROMで発効したことを歓迎した。それまでは競合する立場だと捉えられていた各国別の進展が、地域全体にとって肯定的な刺激として捉えられたのである。またNATO拡大に関しても、次回拡大候補としてアルバニア、クロアチア、FYROMの3カ国が有力であり、次回イスタンブル・サミットが何らかの肯定的判断をくだすことを期待した。ただし、地域全体の安定に深刻な影響を与えうるとしてコソヴォでの民族的対立の再燃には強い懸念を示し、改めて2002年のSEECFティラナ・サミットの宣言に注意を喚起した。難民帰還事業はSEECFの枠組みでこそ成功を納めつつある分野とも言え、2004年4月5日には、庇護、移民、持続可能な難民帰還に関する第一回地域フォーラムが開催された。

サミット宣言は、つづいて、SEECF諸国間の結束は、2003年6月のEUと西バルカン諸国間のテッサロニキ・サミット以後、目に見える形で結実してきたのであり、それは南東欧地域にとってひとつの画期点であると評価した³⁴。とくにEUと西バルカンの間のフォーラムや欧州パートナーシップは、その具体的な形として言及されている。政治的、経済的な相互依存関係は、SEECFの枠組み内で実現してきており、具体的な共同プロジェクトこそがサミットの最大の関心事となってきたといえる。地域協力を支える南東欧地域各国の議会代表による会議は、2004年3月27日、サラエヴォで開催された。SEECFスコピエ・サミットが採択した「地域的経済協力のための行動計画」は2004年度も引き続き重要な指針となった。2003年12月8日にはアテネで、「南東欧地域における地域エネルギー市場と、その欧州共同体への統合に関する了解事項」が調印された。

なお、SEECFの大臣レベル総会には、モルドヴァが特別ゲストとして出席することになった。モルドヴァはSEECFのオブザーヴァー資格を要請しており、この要請は好意的に受け取られている。次回のSEECFサミットは、2005年春にブカレストで開催される予定である。

VI. おわりに—南東欧における下位地域協力の重層性と意義

以上、本稿は、南東欧地域における下位地域協力について、その歴史的背景を押さえた上で、とくに1990年代以降、ヨーロッパ統合過程の中でいかなる

試みが行われ、現在どのような状況にあるのか、検証した。最後に、本稿で行ったいくつかの考察の論点をまとめておきたい。

歴史的経緯に見られるように、南東欧地域は、列強・大国の勢力圏の狭間にあつて、それに翻弄され、域内において互いに対立しつつも、地域的な枠組みで動こうとする内的動機も同時に孕んでいた地域である。しかし、国家そのものが安定しているとは言いがたい地域での経済協力をはじめとした地域協力についてとりあげようとするとき、必ず指摘されるのが、現実には解決の糸口が見えにくい民族紛争の存在であり、それにより地域協力自体が限定的にならざるをえないのではという懸念、あるいは長期的な可能性の問題としてのみ、論じられる傾向があるように思われる。しかし、そもそも地域という枠組みは、国民国家という枠組みが主権と領域という概念に基づいて歴史上の一時期にあたかも唯一の単位であるかのように機能したのとは異なり、国家を超えた広い地域から小さな地方同士が国境を超えて形成しうるような地域にいたる、様々なレベルを内包することをその特徴とする。また、国民国家nation-stateという枠組みが本質的にその境界内での均質性を志向するのにたいし、自然地理的条件や生態系によって大きく区分しうる範囲として地域を考えた場合にも、その中にはさまざまなアクターによる有機的關係があり、多様性はそのまま残っている。

こうした多様性を含む境界線の曖昧さあるいは柔軟性そのものが、実は「下位地域 subregion」という枠組みの特徴のひとつであると筆者は考える。たとえば、バルカン半島という名称でひとつのまとまりと捉える見方が、そもそも均質性への志向を内在させる西欧列強の「オリエン」にたいする見方（「オリエンタリズム」）のひとつであるとするならば、その影響を受けながらも、そこに住む人々が自分たちの住む地域への意識を軸に、これを組替えて行くことは、ひとつの地域に多様性を作り出すことにもなる。また、それゆえに、本稿ではあえて「バルカン」という名称は用いず、多様性を内在させる南東欧地域という用語をもちいた。その際には、前提条件として地域の枠組みが決められているのではなく、また、問題によっては参加主体の関与の仕方に濃淡が存在することもありうる。ここでの参加主体とは、単にこの地域に存在する国家と国家の組み合わせではなく、むしろ国境を越えた大きな流れの中に存在する国家も含めた多次元の主体である。またそれゆえに、下位地域協力の枠組みが、互い

に競合するのではなく、相互補完関係に立ち得る。

こうした重層的な下位地域としての枠組みが存在するという事は、民族分布が複雑で対立や紛争にいたる可能性を孕んでいる地域にとっても、場合によっては武力紛争の予防ないし悪化を回避する受け皿のひとつとしての意味をもちうると筆者は考える。経済的にはどの単位も孤立しては存続できず、環境問題など単独での解決が困難な問題に関してなんらかの下位地域的枠組みが存在する意義を、否定できないからである。とくに本稿が考察対象とした南東欧地域では、下位地域という枠組みは、国家の国境のような境界線によって区切られた確固たるものではなく、あたかも網のような形で地域を包むイメージ、しかもそれは他の地域や国家などの枠組みとの間で補完的に機能するもの、あるいは相乗効果を生むものとしてこそその意義を見出した。下位地域協力は、その枠組みの通気性の良さを特徴の一つにあげられよう。

ただし、南東欧地域における下位地域協力は、本質的に、その単独での機能としては抽出できない。南東欧地域は、1990年代以降のヨーロッパ統合過程のみならず、とくにユーゴスラヴィア紛争とそれへの国際社会の「介入」という状況の中で、民族集団、地方自治体、国家、地域、といったどのレベルのアクターをとっても、否応なくそれらと互いに関係付けられた。そうした中で下位地域協力の枠組みが生じるとき、一見、クレモンズの言う「上から」のイニシアティブが非常に大きいように思われる。そのために、「下から」（あるいは「内部」から）のイニシアティブが「上から」（あるいは「外部」から）のイニシアティブによって「変質」といった議論が成立する。しかし、「上から」「下から」といった視点では、見えにくくなるもの、それが下位地域協力の重層性と他の枠組みとの相互補完的機能ではないか、と筆者は考える。南東欧地域に関しては、「下から」のソフィア・プロセスが存在し、それがEU、アメリカそれぞれの「上から」のイニシアティブと交差し、その過程で具体的プロジェクトの重複を避け相互補完的な機能を模索するうちに、南東欧安定協定、およびSEECPという形に落ち着いてきた。おそらく、そのいずれが欠けても、2002年から2003年にかけて南東欧地域内部に現れてきた、相乗効果への期待には至らなかったであろう。

また、もし南東欧地域における下位地域協力を、単にEUあるいはNATOの拡大効果としてのみ捉えるならば、同地域各国のEU加盟が実現した段階で、

逆に、同地域での下位地域協力はその機能を弱めることになるだろう。現在精力的に取り組まれているインフラストラクチャ整備プロジェクト、自由貿易協定網、難民帰還事業、テロリズムと組織犯罪対策などが、一定の成果をあげて各国のEU加盟が実現した後、なおも下位地域協力として関係を維持していく要因はどこに求めうるのか。おそらく、そのときにこそ、「上から」「下から」といった視点を越えることがより強く求められることになる。下位地域協力の意義とは、「民族対立」のイメージで彩られた南東地域であればこそ、実は歴史的に繰り返し立ち現れてきた民族や国家の枠組みを超える試みのひとつであること、にある。

註

- 1974年以降南北に分断したキプロスの再統合交渉は、2002年秋には国連の調停によりスイス型連邦国家構想を含む和平案の受諾如何の段階にいたっていたが、2003年3月11日、交渉は決裂した（参照：『朝日新聞』2003年3月12日付け）。このため、EU加盟調印には、南キプロスのみが参加した。その後も再統合交渉は続き、2004年4月24日に統合の賛否を問う国民投票が実施されたが、南キプロスの反対多数で否決。5月1日には、南キプロスのみがEUに加盟した。
- 2 現地語で「マケドニア共和国」という国家の「マケドニア」名称の使用をめぐるのは、ギリシアとの間で論争があり、本稿執筆時（2003年2月から2004年3月にかけて）にもいまだ解決していない。このため、本稿では、便宜上、同共和国が国際社会で一般に呼称されているFYROM（旧ユーゴスラヴィア・マケドニア共和国）と標記する。
- 3 2002年3月にベオグラド協定（共同国家枠内でのセルビアとモンテネグロの関係に関する原則協定）が結ばれ、1929年に国家名称として採択された「ユーゴスラヴィア」という名称が消える方向が打ち出された。ベオグラド協定では同年6月末までに新憲法草案を両共和国議会と現連邦議会で批准する予定であったが、議会選挙法などの具体的争点で紛糾し、12月になってようやく草案がまとまった。2003年2月4日、この草案が連邦議会を通過し、正式に「ユーゴスラヴィア」という名称の国家が消滅して新国家が発足した。新憲法では二つの「国」の共同体という、構成する側の独立性を強調する表現が使用されており、また3年後の加盟国離脱の可能性を認めているために、今後の新国家の枠組みがどのような形で推移するかは確定的ではない。2002年からモンテネグロはユー

口を通貨として使用しているが、セルビアはユーゴディナールを維持している。本稿では、2003年以降の国名については「セルビア・モンテネグロ」と記しているが、それ以外の時期に関しては「ユーゴスラヴィア」という名称を用いる。

4 7カ国とは、ブルガリア、エストニア、ラトヴィア、リトアニア、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニアである。この7カ国は、2004年に正式にNATO加盟を実現し、NATOは26カ国体制となった。

5 ユーゴスラヴィアでは、「ムスリム人」という独特の民族概念が承認されていた。この場合の「ムスリム人」とは、言葉の本来の意味ではイスラム教徒であり、かつセルビア・クロアチア語を話し、そしてユーゴスラヴィアでは他の民族と同等に主権の担い手として認められた人々である。ただし、ボスニアの「ムスリム人」は自己申告であったために、必ずしも厳格な意味でのイスラム教徒に限定されるものではなく、たとえ無神論者であっても自分の出自と自己認識のあり方次第で「ムスリム人」となることができた。一方で、たとえイムラム教徒であっても、アルバニア人やトルコ人は「ムスリム人」にはなれず、この特殊な概念がユーゴスラヴィアにおいて連邦を保持する主権の概念と結びついていたことを想起させる。

なお、近年ではボスニアの「ムスリム人」は、「ボシュニャック人 *bošnjak*」と自称する場合がある。ボスニア地域出身者を意味する「ボスニア人 *bosanc*」という呼び名には本来セルビア人やクロアチア人などが含まれるが、この場合の「ボシュニャック人」という名称は事実上「ムスリム人」と同義で用いられている。政治的な駆け引きに用いられる「ボシュニャック人」という表現については、千田善『なぜ戦争は終わらないか—ユーゴ問題で民族・紛争・国際政治を考える』みすず書房、2002年、30-33ページなどを参照。

6 1978年以降のアルプス・アドリア地域の国境を超えた協力が1989年に政府間レベルに引き上げられたもので、当初はオーストリア、ハンガリー、イタリア、ユーゴスラヴィアの4カ国で発足した。1992年に「中欧イニシアティブ」という名称を用い、2002年以降は、17カ国が参加している。中欧イニシアティブの基本情報に関しては、<http://www.ceinet.org>を参照。

7 「ボンドスティール基地」は、NATO軍も多国籍軍KFORも使用しない、アメリカ軍専用の空軍基地であり、国連暫定行政機構UNMIKも関与していない。千田、前掲書、128-138ページ参照。ただし、この基地の意味については、議論の余地があると筆者は考えている。

8 前節でも述べたとおり、バルカン外相会議は、1988年

と1990年に2回行われており、1996年以降の外相会議もその継続上でみる場合には、これは第4回となる。

9 欧州委員会のイニシアティブにより、南東欧地域の繋がりを促進し、また当時経済制裁中であったユーゴスラヴィアを迂回する輸送ルートの確保のために模索された。たとえば、マケドニア共和国では、EUとの間で締結した運輸協力協定が発効した1998年以降、ヨーロッパ開発銀行から1億3000万ユーロを借り入れて、首都スコピエから北西部にいたるルートと、南北にむかうE75ルートおよび東西E65ルートの整備を行った。とくに後者は、欧州輸送回廊構想では、回廊Ⅷおよび回廊Ⅹと呼ばれており、マケドニア共和国と近隣諸国、とくにテッサロニキ港との結びつきを強めるものであった。たとえば、http://www.eib.org/Attachments/country/balk_mac.pdfを参照。

10 1998年9月23日に採択された安保理決議1199は、ユーゴスラヴィアが一般市民に影響を与えているすべての治安維持軍の活動を止め、市民の抑圧に用いられている部隊の撤退を命令するように求め、さらに当該地域の平和と安定を維持あるいは回復するための更なる行動と追加的措置の可能性に言及したものである。安保理決議1199の全文は、<http://www.un.org/Docs/scres/1998/sres1199.htm>に公開されている。なお、第二回バルカン首脳会議の2週間後、10月24日に採択された安保理決議1203は、ユーゴスラヴィアがNATOやOSCEとの間で合意した事項を遵守するよう求めた。安保理決議1199と1203は、NATOのコソヴォ空爆が国連決議を経ていなかったにも関わらず正当化しようと主張する場合の根拠としてしばしば言及されるものである。

11 このときの会議については、“The Thessaloniki NGO's Meeting”, <http://royaumont.lrf.gr/>を参照のこと。

12 <http://www.secinet.org/index.php?BPurpose=1>を参照。

13 SECIについて、柴は前掲論文において「経済支援機構の側面が強い」と評価しているが、クレモンはむしろ「経済支援プログラムではない」と明言している。

14 1999年10月11日から15日かけてギリシアのテッサロニキで行われた、南東欧地域の国境を超える水資源問題ワークショップに関する報告書として、J. Ganoulis, I. L. Murphy and M. Brilly eds., *Transboundary Water Resources in the Balkans: Initiating a Sustainable Co-operative Network*, Dordrecht, 2000. がある。

15 同協定の全文は、<http://www.seecon.org/KeyDocuments/KD1999062401.html>に公開されている。

16 日本は、1999年度にコソヴォ及びその周辺国に対し総額2億3700万ドルの支援を行った。2000年5月には東京で「南東欧ハイレベル会議」を開催、三つのステップに

- よる議論を想定した。第1のステップ「調和の政治文化への移行」、第2ステップ「人間の尊厳の回復・確立」、第3のステップ「市場経済化への移行」のための方策である。(2000年5月15日、河野外務大臣(当時)演説を参照。同演説の内容は、http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/12/ekn_0515.htmlで公開されている。) また、2001年3月には、国連大学にて総合研究開発機構(NIRA)の協力を得て、南東欧教育・文化遺産保護セミナーを開催した。続く2002年11月には、日本国際問題研究所にて外務省と(財)日本国際問題研究所との共催で南東欧投資セミナーを開催。なお、2004年4月には、「西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合」が、日本とアイルランド(当時EU議長国)との共催で、東京で開催された。
- 17 <http://www.stabilitypact.org/stabilitypactcgi/>を参照のこと。
- 18 http://www.stabilitypact.org/stabilitypactcgi/datalog/cat_descr.cgi?prod_id=1806
- 19 これについては、植田隆子「北大西洋条約機構」『現代ヨーロッパ国際政治』岩波書店、2003年、37-38ページ参照。植田は、コソヴォでのNATOの軍事作戦はNATO独自の判断で軍事介入を実施するという既成事実を作る目的があったとする見方にたいし、NATOの戦略概念の改訂はむしろボスニア＝ヘルツェゴヴィナ問題であったということを、NATO関係者の証言により、紹介している。
- 20 http://www.stabilitypact.org/stabilitypactcgi/datalog/cat_descr.cgi?prod_id=1806。ただし、柴前掲論文は、この「安定・連合協定」の交渉が個別に開始されることにより、「西バルカン」の5ヶ国が競合関係に立たされてしまった、と指摘している。(柴前掲論文、236ページ)。
- 21 全文は、[http://domino.kappa.ro/mae/home.nsf/Toate/SECI/\\$File/Declaratie.htm](http://domino.kappa.ro/mae/home.nsf/Toate/SECI/$File/Declaratie.htm)に公開されている。
- 22 1999年9月、プロヴディフに、バルカン平和部隊司令部(COMMPFSE)が設置された。軍隊を構成しているのは、ルーマニア、FYROM、ギリシア、アルバニア、ブルガリア、トルコ、イタリアの各国軍であり、1999年12月からコソヴォに派遣された。なお同じ頃これとは別に、ルーマニアとハンガリーは、両国の国境地帯での自然災害勃発などのさまざまな事例に対応するための、共同歩兵大隊(joint Romanian-Hungarian battalion)を結成した。後者については、将来的にはウクライナからスロヴァキアにいたる共同歩兵大隊の構想もある。
- 23 Haavisto, Pekka, "Assessing the Environmental Impact of War" United Nations Chronicle on line edition, Vol. XXXVII, No. 1, 2000. (<http://www.un.org/Pubs/chronicle/2000/issue1/0100p21.htm>)
- 24 <http://www.seecp.gov.mk/star/address/joint.htm>
- 25 <http://www.seecp.gov.mk/star/address/ecevit.htm>
- 26 Arjan Leka, "Tirana and the Balkan Summit Conference in Skopje" AIM Tirana, November 6, 2000. (<http://www.aimpress.org/dyn/trae/archive/data/200011/01109-006-trae-tir.htm>)
- 27 同行動計画の全文は、<http://www.mfa.gov.tr/grupa/ae/balkan.trilateral.summit.3.htm>に公開されている。
- 28 トルコ大統領はSEECPTィラナ・サミットには欠席であったが、2002年5月14日、15日にトルコ、ブルガリア、ルーマニアは5回目の3国首脳会談を持ち、南東欧地域および黒海地域における安定と安全保障に関する全般的な意見交換を行っている。
- 29 全文は、<http://www.mfa.gr/english/foreign-policy/europe-southeastern/balkans/periferiaki>に公開されている。
- 30 <http://www.stabilitypact.org/pages/speeches/detail.asp?y=2002&p=9>を参照。
- 31 全文は、http://www.mfa.gov.yu/Policy/Priorities/seecp/en/090403_e.htmlに公開されている。
- 32 <http://www.reliefweb.int/w/rwb.nsf/0/b46a17c986b48453c1256c5a0048e57f?OpenDocument>を参照のこと。
- 33 全文は、http://europa.eu.int/comm/external_relations/sec/gacthess.htmを参照のこと。
- 34 <http://www.mae.ro/seecp/main6.html>を参照のこと。

引用・参考文献

- Bellamy, Alex J. 2002. *Kosovo and International Society*, Palgrave Macmillan, N.Y.
- Bieber, Florian and Zidas Daskalovski. 2003. *Understanding the War in Kosovo*, Frank Cass, London.
- Bose, Sumantra. 2002. *Bosnia after Dayton: Nationalist Partition and International Intervention*, Oxford Univ. Press, N.Y.
- Bremmer, Ian, Sophia Clément, Andrew Cottey and Thanos Dokos. 1999. "Emerging Subregional Cooperation Processes: South-Eastern Europe, The Newly Independent States and the Mediterranean", *Subregional Cooperation in the New Europe: Building Security, Prosperity and Solidarity from the Barents to the Black Sea*, edited by Andrew Cottey, Macmillan Press, London.
- Clément, Sophia. 1999. "External Institutional Frameworks and Subregionalism in South-Eastern Europe", *Building Security in Europe's New Borderlands: Subregional Cooperation in the Wider Europe*, East West Institute, N.Y.
- Cottey, Andrew. 1999. *Subregional Cooperation in the New Europe: Building Security, Prosperity and Solidarity from*

- the Barents to the Black Sea*, Macmillan Press, London.
- Di Prizio, Robert C. 2002. *Armed Humanitarians: U.S. Interventions from Northern Iraq to Kosovo*, The Johns Hopkins Univ. Press, Baltimore.
- Fouskas, Vassilis K. 2003. *Zones of Conflict: US foreign policy in the Balkans and the greater Middle East*, Pluto Press, London.
- Ganoulis, J., I.L.Murphy and M.Brilly eds. 2000. *Transboundary Water Resources in the Balkans: Initiating a Sustainable Co-operative Network*, Dordrecht.
- Ghebali, Victor-Yves and Daniel Warner eds. 2001. *The Operational Role of the OSCE in South-Eastern Europe: Contributing to regional stability in the Balkans*, Ashgate, Aldershot.
- Kaufman, Johce P. 2002. *NATO and the Former Yugoslavia: Crisis, Conflict, and the Atlantic Alliance*, Rowman & Littlefielf Publishers, Lanham.
- Keridis, Dimitris et al. eds. 2003. *New Aproaches to Balkan Studies*, The IFPA-Kokkalis series on Southeast European Policy, Dulles.
- Latawski, Paul and Martin A. Smith. 2003. *The Kosovo Crisis and the Evolution of Post-Cold War European Security*, Manchester Univ. Press, Manchester.
- Lukic, Reneo and Allen Lynch. 1996. *Europe from the Balkans to the Urals: The Disintegration of Yugoslavia and the Soviet Union*, SIPRI, Oxford.
- Kourvetaris, George A. et al. eds. 2002. *The New Balkans: Disintegration and Reconstruction*, East European Monographs, Boulder.
- Mhller-Jentsch, Daniel. 2002. *Transport Policies for the Euro-Mediterranean Free-Trade Area: An Agenda for Multimodal Transport Reform in the Southern Mediterranean*, the World Bank, Washington.
- Nath, Bhaskar ed. 2000. *Sustainable Solid Waste Management in the Southern Black Sea Region*, Kluwer Academic Pub., Dordrecht.
- Paquette, Laure. 2001. *NATO and Eastern Europe after 2000: Strategic Interactions with Poland, the Czech Republic, Romania and Bulgaria*, Nova Science Publishers, N.Y.
- Pantev, Plamen. 1999. "Legitimizing Subregionalism: Evolving Perceptions, Initiatives, and Approaches to Subregional Relations in South-Eastern Europe", in *Building Security in Europe's New Borderlands: Subregional Cooperation in the Wider Europe*, edited by Renata Dwan, N. Y.
- Phinnemore, David and Peter Siani-Davies. 2003. "Beyond Intervention? The Balkans, the Stability Pact and the European Union" in *International Intervention in the Balkans since 1995*, edited by Peter Siani-Davies, Routledge, London.
- Siani-Davies, Peter ed. 2003. *International Intervention in the Balkans since 1995*, Routledge, London.
- Sobel, Richard and Eric Shiraev. 2003. *International Public Opinion and the Bosnia Crisis*, Lexington Books, Maryland.
- Sokalski, Hnryk J. 2003. *An Ounce of Prevention: Macedonia and the UN Experience in Preventive Diplomacy*, United States Institute of Peace Press, Washington.
- Thomas, Raju G.C. ed. 2003. *Yugoslavia Unraveled: Sovereignty, Self-Determination, Intervention*, Lexington Books, Lanham.
- Youngs, Richard. 2001. *The European Union and the Promotion of Democracy: Europe's Mediterranean and Asian Policies*, Oxford Univ. Press, N.Y.
- van Ham, Peter and Sergei Medvedev eds. 2002. *Mapping European Security after Kosovo*, Manchester Univ. Press, Manchester.
- 今井淳子. 1996. 「バルカン「安定と発展のゾーン」へー地域協力の歴史と現状」百瀬宏編『下位地域協力と転換期国際関係』有信堂.
- 今井淳子. 1999. 「冷戦後のバルカンにおける地域協力」山極晃編『冷戦後の国際政治と地域協力』中央経済社.
- 植田隆子. 2003. 「北大西洋条約機構」植田隆子編『現代ヨーロッパ国際政治』岩波書店.
- 大庭千恵子. 2002. 「民族の定義と国際関係－『マケドニア人』を手がかりに」梶田孝道・小倉充夫編『シリーズ国際社会③ 国民国家はどう変わるか』東京大学出版会.
- 大庭千恵子. 2004. 「バルカン半島と内海の関係－ヨーロッパ統合過程における黒海経済協力の現状」『地中海とバルト海－「内海と現代」研究の一環として』（平成14年度, 15年度広島市立大学特定研究報告）
- 柴宜弘. 1998. 「対立と相互協力の模索」柴宜弘編『バルカン史』山川出版社.
- 柴宜弘. 2001. 「ヨーロッパ統合とバルカン－自立的な地域協力の可能性」宮島喬, 羽場久江尾子編『ヨーロッパ統合のゆくえ－民族・地域・国家』人文書院.
- 柴宜弘. 2001. 「ヨーロッパ統合のもと」『図説 バルカンの歴史』河出書房新社.
- 柴理子. 1996. 「新生ポーランドの地域外交－東西列強の「狭間」から「架け橋」へ」百瀬宏編『下位地域協力と転換期国際関係』有信堂.
- 千田善. 2002. 『なぜ戦争は終わらないか－ユーゴ問題で

民族・紛争・国際政治を考える』みすず書房.

萩原直. 2000. 「解説ーバルカン研究の行方」 ジョルジュ・カステラン 『バルカン世界ー火薬庫か平和地帯か』 彩流社.

百瀬宏. 1996. 「下位地域協力と現代世界」 百瀬宏編 『下位地域協力と転換期国際関係』 有信堂.

油井大三郎. 1985. 『戦後世界秩序の形成ーアメリカ資本主義と東地中海地域1944-1947』 東京大学出版会.